

# 平成27年3月甲良町議会定例会会議録

平成27年3月5日（木曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 甲良町行政手続条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第2号 甲良町犯罪被害者支援条例
- 第5 議案第3号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第4号 甲良町監査委員条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第5号 甲良町立学校給食センターの設置に関する条例を廃止する条例
- 第8 議案第6号 こうら農産物加工所の設置に関する条例
- 第9 議案第7号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第8号 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第9号 甲良町町立保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第10号 甲良町保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 第13 議案第11号 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第12号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第13号 甲良町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第14号 甲良町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第15号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第16号 甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例を廃止する条例
- 第19 議案第17号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第18号 甲良町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例
- 第21 議案第19号 甲良町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 第22 議案第20号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例

- 第23 議案第21号 甲良町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第22号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第23号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第24号 甲良町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 第27 議案第25号 甲良町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 第28 議案第26号 町道の廃止および認定について
- 第29 議案第27号 平成26年度甲良町一般会計補正予算（第7号）
- 第30 議案第28号 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第31 議案第29号 平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第32 議案第30号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算（第5号）
- 第33 議案第31号 平成27年度甲良町一般会計予算
- 第34 議案第32号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第35 議案第33号 平成27年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第36 議案第34号 平成27年度甲良町介護保険特別会計予算
- 第37 議案第35号 平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
- 第38 議案第36号 平成27年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第39 議案第37号 平成27年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算
- 第40 議案第38号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計予算
- 第41 議案第39号 平成27年度甲良町水道事業会計予算
- 第42 同意第1号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第43 大滝山林組合議会議員の補欠選挙
- 第44 発議第1号 甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第45 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	山田裕康	2番	阪東佐智男
3番	野瀬欣廣	4番	西川誠一
5番	濱野圭市	6番	丸山光雄
7番	木村修	8番	藤堂一彦
9番	丸山恵二	10番	金澤博夫
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	中川愛博	教育次長	金田長和
税務課長	上田和光	産業課長	若林嘉昭
住民課長	川嶋幸泰	建設水道課長	北坂仁
総務課参事	宮川哲郎	学校教育課長	大橋太昇
企画監理課長	中川雅博	社会教育課長	山本昇
人権課長	陌間守	会計管理者	寺川貴代美
保健福祉課長	米田志保子	子育て支援センター所長	奥村晃子

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	山崎志保美
------	-----	----	-------

(午前 9時00分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成27年3月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 西澤議員および1番 山田議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間と決定いたしました。

これより町長の挨拶ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成27年甲良町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議案の説明をいたします。

議案第1号は、行政手続法の改正に伴い、甲良町行政手続条例の一部を改正するものであります。

議案第2号は、甲良町犯罪被害者支援条例を制定するものであります。

議案第3号は、昨年末の人事院勧告に伴い、甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第4号は、甲良町監査委員条例の一部を改正するものであります。

議案第5号は、給食センターの統合に伴い、甲良町立学校給食センターの設置に関する条例を廃止するものであります。

議案第6号は、こうら農産物加工所の設置に関する条例を制定するものであります。

議案第7号は、こうら農産物加工所の使用料および長寺、呉竹地域総合センターの各部屋の使用料の設定に伴い、甲良町使用料徴収条例の一部を改正

するものであります。

議案第8号は、道の駅の指定管理に伴い、甲良町特別会計条例の一部を改正するものであります。

議案第9号から第11号は、子ども・子育て関連3法の施行に伴い、関係条例の一部改正および廃止をするものであります。

議案第12号から第19号は、地方教育行政法の改正に伴い、関係条例の一部改正および制定、廃止をするものであります。ただし、議案第12号については、企画監理課の関係する一部改正も含まれます。

議案第20号から議案第25号は、介護保険法の改正に伴い、関係条例の一部改正および制定をするものであります。

議案第26号は、町道の廃止および認定をお願いするものであります。

議案第27号は、平成26年度甲良町一般会計補正予算（第7号）については、6,744万2,000円を追加し、補正後の予算総額を37億3,316万6,000円とするものであります。

主な補正項目は、歳入では国庫支出金および県支出金における社会福祉費負担金の増または県支出金における農業費補助金の減、その他にふるさと応援寄付金およびプレミアム付商品券販売収入の増などがございます。

歳出では、総務費における企画費および定住自立推進費の増であります。民生費では、社会福祉総務費の増および後期高齢者医療費、臨時福祉給付金事業の減。衛生費では、環境衛生費の減。農林水産業費では、農業振興費および農地費の減。土木費では、道路橋梁維持費の増、消防費の減といったものが主でございます。

議案第28号から議案第30号までは、3つの特別会計の補正予算になっております。主なものとしましては、国保会計および介護保険会計でございます。国保会計の歳入では、療養給付費交付金の減および広域化等支援基金貸付金の増。歳出では、一般被保険者療養給付費の増。また、介護保険会計の歳入では、介護給付費負担金の増、歳出では、保険給付費が総計で増となりました。以上が主なものでございます。

続いて、議案第31号の平成27年度甲良町一般会計予算および議案第32号から第39号の平成27年度の7つの特別会計および企業会計の予算でございます。

一般会計につきましては、昨年度当初予算より3.6%増となる36億円となりました。特別会計および企業会計による8会計の総予算額では、昨年度当初予算より1.2%減となる27億2,398万9,000円となりました。今回の予算編成につきましては、予算編成時に各課より新規重点事業を含め、各所属の運営方針を提出させ、改めて現状では適切な事業への予算

措置となっております。今後は、本予算を適正に運用し、計画、実行、評価、改善を繰り返すことで、業務を継続的に改善していけるよう、職員が結束して事業を進めてまいりたいと思っております。

同意第1号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決および同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

○**建部議長** 次に、日程第3 議案第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第1号 甲良町行政手続条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。1枚めくっていただきまして、甲良町行政手続条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、行政手続法の改正に伴いまして、本町条例の整理あるいは文言の追加をするものでございます。甲良町行政手続条例の一部を次のように改正するという事で、前段目次中から中段の32項何々を改めるまでは、文言の整理あるいは条項の整理でございます。

中段の第33条第3項以降を少し説明させていただきます。これにつきましては、第33条第1項の次に、次の1項を加えるということで、2といたしまして、「行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない」ということで、(1)当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項、(2)前号の条項に規定する要件、(3)当該権限の行使が前号の要件に適合する理由ということで、これらを明示するという事を追加いたします。

次に、第4章、第34条の次に、次の1条を加えるということで、「行政指導の中止等の求め」でございます。第34条の2といたしまして、「法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法

律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない」ということで、めくっていただきまして、それについて2号で、「前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない」ということで、（1）申出をする者の氏名または名称および住所または居所、（2）当該行政指導の内容、（3）当該行政指導がその根拠とする法律または条例の条項、（4）前号の条項に規定する要件、（5）当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由、（6）その他参考となる事項。これらを記載した申出書を出すということを追加するものです。3項で「当該町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない」となっております。

第4章の次に、次の1章を加えるものでございます。第4章の2、処分等の求めということで、第34条の3で、「何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる」ということ。

2項で、「前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない」。（1）申出をする者の氏名または名称および住所または居所、（2）法令に違反する事実の内容、（3）当該処分または行政指導の内容、（4）当該処分または行政指導の根拠となる法令の条項、（5）当該処分または行政指導がされるべきであると思料する理由、（6）その他参考となる事項、これらを明示するというところでございます。

3項で、「当該行政庁または町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならない」ということでございます。

付則としまして、施行期日は、「この条例は、平成27年4月1日から施行する」ものでございます。

甲良町税条例の一部改正で、これは今言いましたような条例の整理に伴いまして、甲良町税条例も以下のとおり条項の整理をする、改めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。議案第1号で、具体的な事例で質問をしたいと思うんですが、第34条の2項のところに掲げる文言であります、3と2なんですが、「思料するときは」ということで書面を提出しなければならないとなっておりますが、例えば、税を滞納している場合の支払いの督促をするだとか、それから、分納の勧奨、つまり、一時に払えない場合、分納してはどうですかと、分納してほしいということで、町の方が指導をした場合も、こういう条項に入るのかどうか、想定されるのかどうか、それが1つです。

それから、もう一つは、ここにある第2項については、特に町民の皆さんは申出書を作成して、これは簡単なものなんですが、4のところなどは、行政指導の法令の根拠、それから思料する理由、当該処分または行政指導がされるべきであると思料する理由、こういうことをまとめて書いていくというのはなかなか不慣れです。そういう点でひな形などがおかれてやると。つまり、行政と町民との間の税をめぐるトラブルは頻繁に起きています。そういう点では、この行政と町民との間の話し合いのルール、それから、トラブルを解決していく上でのルールが制定されるのは歓迎すべきことだと私は考えています。それで、町民に対する手当て、特にとりわけ税の支払いをめぐる問題、それから、産業廃棄物の問題や野焼きに対する指導などが実例として浮かんできますけども、そういう場合に口頭で今まで、野焼きしているところに注意に来られた、現場に私が立ち合いをしていたことが、たまたまいたことがありますけども、そういうことで想定される範囲はさまざまなケースだと思いますけども、そういう場合、どういう対応をされるのかと。それから、その書面ですね。不慣れな者に対する指導、それからひな形のようなものを提示して、ここに書いてくださいというように補助をしてもらえるといいかなと思うんですが、その2点、よろしくお願いします。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 まず、前段の部分で、滞納に陥って、その分納誓約、全納されることができない場合については分納ということもあり得るということになるんですけども、その中で当該行政指導というところをおっしゃっていただいていると思うんですけども、この分納というのは相互の協議の上で分納額を決めるということになり得ると思いますので、行政の指導というところに当たるのかどうかというのは疑問点はまだあるのかなと思うんですけども、そのあたりに当たるかどうかは今後の協議になると思いますが、その書面についてどういう書き方かわからないという部分については、丁寧にご指導するというのが今後必要ではないかなというように考えておるところでござ



ざいます。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 捕捉というか、つけ加えてですけども、従来、ここに追加されるような事項が明示されていなかったということで、このことを明示して手続きをとっていただきたいと。従来の、いわゆる口頭による行政指導であったりとかいうことに加えて、新たにこういう手続きをとっていただいて、適切な行政処分なり、あるいは申出を受けるなりという手続きをとっていくということでの整理ということになります。

○建部議長 申出書のひな形は。

○中川総務課長 ひな形につきましては、どこまでひな形をつくるかというあれがありますが、ここに書いてある条項に沿って、具体的なことは書けませんので、相談があればここはこういうふうに書いてくださいよというような丁寧な指導はさせていただけると思いますので。役場の方からこういうふうに書きなさいというようなやり方はちょっとできないので、相談をしていただければ指導といいますか、アドバイスをさせていただくということで了解願いたいと思います。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第1号は可決されました。

ここでお諮りいたします。これより審査願います日程第4 議案第2号の条例制定については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、日程第4 議案第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第2号 甲良町犯罪被害者支援条例。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** それでは、議案第2号 甲良町犯罪被害者支援条例についてご説明申し上げます。めくっていただきまして、甲良町犯罪被害者支援条例ということで、項目をざっと説明させていただきたいと思います。

まず、目的でございます。これにつきましては、平成16年に犯罪被害者等基本法というものが成立しておりまして、現在、第2次の犯罪被害者等基本計画というものが進められております。その中で、地方公共団体におけるその責務というのが載っておりまして、それに基づいて条例を制定させていただきたいということでございます。

目的といたしましては、生命、身体を害する犯罪行為によって不慮の死または傷害を受けた町民の方を支援する。

第2条、定義といたしまして、「犯罪被害者とは」ということでうたっております。

第3条では、見舞金の支給ということで、遺族の見舞金、それから傷害の見舞金を支給するということ。

それから、第4条では、遺族の範囲および順位を定めております。

次に、めくっていただきまして、第5条です。見舞金の額を定めております。遺族見舞金、被害者1人に対し30万、傷害見舞金10万円ということ です。

第6条では、見舞金の支給申請ということで、警察への被害届等の書類を添付して町長に申請するということ。

第7条では、見舞金の支給の制限についてうたっております。

第8条では、認定事項について速やかに決定するということをうたっております。

第9条で見舞金の返還ということで、偽り、不正の手段により見舞金の支給を受けたものからは返還させるということ。

第10条では関係機関との連携ということで、警察と関係機関と連携を図って、必要な支援に努めるというようなことを定めております条例でござい

ます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第5 議案第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第3号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** 続きまして、議案第3号についてご説明を申し上げます。

甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、さきの人事院勧告に伴いまして、甲良町の給与条例の一部の改正をお願いするものでございます。

全体的な説明でございます。まず、職員の給料でございますが、平均2%の引き下げ、それから、勤勉手当の率の改正。勤勉手当の率の改正につきましては、6月、12月に支給しておるんですが、その率が今まで異なっておりました。これが、0.75、0.75と6月と12月と同じになるというような改正でございます。それから、現給保障ということで、2%引き下げに伴います現給保障ということで、3年間、現在の給料を保障していくというものでございます。それから、管理職手当、勤勉手当につきましては、現在は休日等、管理職が災害などの関係で出勤した場合には、特別手当が出ておりますが、これを平日の深夜から朝方にかけての出勤についても、特別勤務手当を支給するという内容でございます。

それでは、条例改正の主な点についてご説明申し上げます。

第1条で、甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというので、2項で、前項に規定する場合のほか、管理職が災害への対処、その他臨時または緊急の必要により週休日等以外の日、週休日といいますのは、土日と祭日のことでございます。それ以外の午前0時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に管理職特別勤務手当を支給するというものを追加するものです。

次に、中段です。3項で管理職特別手当の額について定めております。(1)で、「第1項に規定する場合、同項の勤務1回につき8,000円を超えない範囲において規則に定める額」、(2)「前項に規定する場合、同項の勤務1回につき4,000円を超えない範囲内において規則で定める額」ということとございます。

次に、第23条第2項第1項中、「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。これは、先ほど言いました勤勉手当について、「100分の82.5」であるものを「100分の75」に改めていくということとございます。後段の「100分の37.5」を「100分の35」と言いましたのは、再任用職員についての規定でございます。

次に、下から3行目、付則第16項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。これは、現給保障の期間を3年間に定めると、「当分の間」を「3年間」と規定するものでございます。

次、めくっていただきまして、先ほど言いました平均2%下がるということとございますが、別表1でこのように整理をされるということとございます。

次、2枚ほどめくっていただきまして、給料表の終わりの部分までとんでいただきたいと思っております。ここでも付則で、第7項中「には」の次に「平成27年3月31日までの間」を加えるということとございます。

次に、中段から下でございます。付則の2、適用日前の異動者の号給の調整ということで、「平成27年4月1日（以下適用日）前に職務の級を異にして異動した職員および町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる」。それから、3では、給与の内払について明文しております。

次、めくっていただきまして、5、給料の切替えに伴う経過措置でございます。5で「切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を給料として支給する」。これは、55歳以上の方については、1.5%給料が減額されておりました、それを3年間に限るという規定でございます。

6で「切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員について、同項の規定により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には規則の定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する」。

7で「切替日以降に新たに給料表の適用を受けることになった職員について任用の事情等を考慮して、前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には規則の定めによるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する」ということで、給料の昇給の関係で異動があった場合には、その均衡を保つような調整ができますよというようなことをごさいます。

規則への委任ということで、8で「付則3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める」というものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

西澤議員。

○**西澤議員** 2点、お伺いします。

1つは、労働組合との協議、合意形成がどうだったのかということで、経過を説明してください。

それからもう一つは、この給与の支払い総額ですね。3年間という提案でありますけども、その間の総額が幾ら減額されるのか説明をよろしくお願ひします。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 職員組合につきましては、2回、組合折衝を行わせていただきまして、今回の条例ということになっております。

給料の総額の減額につきましては、ちょっと今、資料を持っておりませんので、改めてお示しいたしたいと思ひます。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 反対討論です。もともとの人事院の勧告が、労働者にしわ寄せをするという点でも、これは容認できないと思ひています。

2つ目は、条例主義です。国の方針、指導に従わないということが、地方自治体では十分可能です。しかも、以前、国が人事院の勧告に基づいて下げ

るべきとした方向を拒否をされたこともありますし、全国でもその例は幾つもあります。また、基礎自治体の判断でそういう方向を決めるということも十分やってきた経緯もあります。

3点目は、3年間に限るといえども、デフレ脱却に逆行することでありまして、金額、答えがいただけなかったんですけども、計算すればわずかな金額だと、1,000万、2,000万を超える金額ではないと思います。財政措置を講じて、働く町職員の方々の給料を保障する、労働に報うという大原則にやっぱり沿っていくというのが町の大事な姿だと思いますので、反対をさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第6 議案第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第4号 甲良町監査委員条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

会計管理者。

○寺川会計管理者 甲良町監査委員条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

条例で規定している現金出納の検査日と現状に不整合が生じるために、実態に合わせて条例の一部改正をするものです。併せて地方公共団体の財政健全化に関する法律の規定を明確にするため、条項を追加するものです。

甲良町監査委員条例の一部を次のように改正する。

第7条中「毎月10日から10日」を「毎月10日から20日」に改める。

第8条中「7日」を「90日」に改め、同条に次の1項を加える。

2項 地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項の規定による健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類ならびに同法第22条第1項の規定による資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した審査の結果に基づく意見は、審査に付された日から90日以内に町長に通知しなければならない。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上です。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 改正点が「7日以内」から「90日」ということで、非常に大幅な改定なのですが、そごが生じるということなんですが、実情そのものが実務上、こういう理由でこんなことが起きることで7日以内というのは、現状そのものはいかない、つまり、この間、町長に通知をすることが7日を超えて、つまり、この規定に反してそういうことが慣例でされてきたと。今の現状で改定をして90日、審査が付されてから3カ月ですから、そういう点では長すぎると思うんですけども、そういう実務上処理をする上で、つまり審査をした後、審査結果、それから実務上の処理、そういう書類をつくるのに3カ月もかかることはないと思うんですが、こういう90日と大幅に改定するという根拠をもう一度説明してください。実際の作業上こんだけかかるのか、ないしは大幅に見て、遅れたとしても条例に反しないようにというようにわざわざ幅を持たせたのか、その辺お伺いします。

○建部議長 会計管理者。

○寺川会計管理者 地方自治法233条で、会計管理者は決算を調整して、町長に3カ月以内のその書類を提出しなければならないということがありますので、それに合わせまして、3カ月を90日と読みかえて条項の改正をするものです。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

- 建部議長** ご着席願います。  
起立全員であります。  
よって、議案第4号は可決されました。  
次に、日程第7 議案第5号を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
局長。
- 陌間事務局長** 議案第5号 甲良町立学校給食センターの設置に関する条例を廃止する条例。  
上記の議案を提出する。  
平成27年3月5日。  
甲良町長。
- 建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。  
教育次長。
- 金田教育次長** 議案第5号であります。給食センターの廃止に伴う条例の廃止でございます。  
甲良町立学校給食センターの設置に関する条例を廃止する条例。  
甲良町立学校給食センターの設置に関する条例は廃止する。付則としまして、施行は平成27年4月1日でございます。よろしく申し上げます。
- 建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。  
西澤議員。
- 西澤議員** この給食センターの一部を加工所に活用するという提案がされていまして、部分改修で十分できる給食センターを廃止することの矛盾が私は露呈したというように考えています。  
そこで、災害時などの炊き出し拠点として残せるものではないのかというように思いますが、所見をお伺いします。
- 建部議長** 町長。
- 北川町長** きのうちちょっと説明をさせていただきましたとおり、給食センターの跡地利用ということで、加工所という形で継続して利活用すると。あと、加工所として使う部分はほんの一部ですので、その他の広い部分については、きのうちも申し上げましたように、器具等も沢山ありますが、それは中学校等、使ってもらえるところは有効活用してもらいながら、今後その分についてはどうするかということは、また皆さんの意見を聞きながら協議して進めていきたいと。ですから、現状ではあのままちょっと保管をしておくというような形になるかというように思います。
- 建部議長** 西澤議員。
- 西澤議員** 中学校に活用するといえども、数百食をつくる能力のある設備、



施設です。そういう点では、災害時に非常に有効な拠点になるというように私は思っています。そういう点でも、設備を売却処分をしてしまうということよりも、それを存続させて、災害拠点にすることを再度求めておきたいと思います。見解をもう一遍、再考してもらって、協議の中でという1つの案として考えるのかどうかの見解、説明をお願いしたいと思います。

○建部議長 町長。

○北川町長 ただ、いろんな設備、器具等、使わないままで保管をしておくとなると、老朽化とかいろんな問題が出てきます。そういうことを考えると、耐用がいつまで続くのかということも考えてないといけないのではないかなとも思いますので、現状の段階ではできるだけきちっとした形で保管はしながら保存をしていくということになります。先ほど言いましたように、耐用年数あるいは施設の耐用年数、そういうものもございまして、状況を見ながら今後考えていきたいと思っています。

○建部議長 ほかに。

濱野議員。

○濱野議員 5番 濱野でございます。従来、給食センターであったと、その後、加工所に変えるということで、用途変更等の届出なんかは必要じゃないんですか。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 補助金をいただいて建設もしています。そういう意味では、平成7年の建築ですし、そこら辺については何ら問題なしと、別に用途変更の云々ということも必要ではないかなと思っています。

○建部議長 町長。

○北川町長 ただ、道の駅の会員さんが使うということになると、用途変更になりますので、保健所の申請をして許可をきちっともらうということが前提になっておりますので、その手続きも入っております。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は、先ほども言いましたように、当初、広域の給食センターができて、そこに甲良町が合流をするというのは、ほんとうに急転直下というように私は思っていますし、また、そういう情報も聞いています。当初、独自でいく計画が進んでいたというように考えていますが、そういう点では広域の給食センターに合流をするということについては、さらにリスクが多く

なる問題であります。

また、施設については老朽化が言われていますけども、部分改修で十分成り立つものであります。シミュレーションも議会のときに示していただきましたが、大きな差額があるわけでありませし、そういうところで町民の財政支出の負担を考えますと、広域のセンターに合流するということが誤っていた判断だと私は考えています。そういうもとに給食センターの廃止が決められますので、容認することができないことを申し述べておきたいと思っております。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第5号は可決されました。

ここでお諮りいたします。これより審査願います日程第8 議案第6号の条例制定については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、産業建設文教常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、日程第8 議案第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第6号 こうら農産物加工所の設置に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○若林産業課長 議案第6号 こうら農産物加工所の設置に関する条例についてご説明申し上げます。

現在、農産物加工所は道の駅せらぎの里こうらの直売所隣にあります。当初は直売所への試作品加工所として設置されたものでございます。現在、数グループの利用があり、今日では手狭となっております。平成27年度より学校給食が広域となり、現在利用している給食センターが4月から空くということになり、今回、給食センターを再利用してこうら農産物加工所を設置することとなりました。その設置に関する条例の議案を上程するものでございます。

まず、第1条で設置でございます。「甲良町における農業振興の一環として、地元農産物等の加工品を製造し、道の駅せらぎの里こうらにて販売することを目的とし、こうら農産物加工所を設置する」ものでございます。

第2条で、名称および位置でございます。

第3条で、管理でございます。加工所は、産業課が管理するものでございます。

第4条で使用時間でございます。

第5条で使用料でございます。

第6条で使用料の免除について。

第7条で委任ということでございます。

付則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第9 議案第7号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第7号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** それでは、議案第7号でございます。甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、先ほどのこうら農産物加工所の使用料および呉竹、長寺両センターの使用料について追加あるいは改正するものでございます。

中段の別表4でございます。「こうら農産物加工所、区分および使用料、8時から13時、300円、13時から18時300円」でございます。

次に、別表第5でございます。呉竹地域総合センターにつきまして、今までの条例では、建物ごとといいますか、教育集会所とか児童館とかいうくくりでの使用料でございましたが、それを各部屋ごとに区分いたしまして、使用料を徴収したいということで、この表にありますように、(1)から次のページの(8)までのような区分および使用料でお願いしたいということでございます。

次に、別表第6では、長寺地域総合センター、ふれあいの館ということで、これにおきましても同じような理由で(1)から(9)ということで、これに伴います区分および使用料でお願いしたいということでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第10 議案第8号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第8号 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第8号 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

これにつきましては、せせらぎの里こうらが平成27年4月1日から指定管理ということで民間業者に委託するということになりました。それに関連いたしまして、町の方の特別会計の必要がなくなるということで、特別会計を削除するというので、第1条第8号を削る。この第8号に今、せせらぎの里こうら特別会計となっておりますので、これを削るということでございます。

経過措置といたしまして、2で「この条例による改正前のせせらぎの里こうら運営事業特別会計に係る平成26年度の収入、支出および決算については、なお従前の例による」。

それから、3で「この条例により廃止するせせらぎの里こうら運営事業特別会計に係る剰余金、債権および債務は、甲良町一般会計が継承する」でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** この会計については、経営的、企業性格の強いものでありまして、町の管轄のもとに置かれていた特別会計自体が臨時的なものでありました。私どもは、道の駅の管理運営について、指定管理に移すことについては反対をさせていただきましたが、この特別会計の廃止についてはそういう方向で進んでいきますので、賛成をいたします。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、関連がありますので、日程第11 議案第9号から日程第13 議案第11号までを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第9号 甲良町町立保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第10号 甲良町保育の実施に関する条例を廃止する条例。

議案第11号 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

教育次長。

○**金田教育次長** それでは、議案第9号および10号について説明をいたします。ともに、法律の改正によります条例の整備であります。

まず、第9号 甲良町町立保育園の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

保育料 第3条 町立保育園に入所する児童の保護者は、規則で定めるところにより、保育料を納付しなければならない。

第2項 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

付則としまして、この条例は、子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するというものでございます。

続きまして、第10号でございます。甲良町保育の実施に関する条例は廃止する。付則は、前号と同じでございます。

以上です。

○**建部議長** 支援センター所長。

○**奥村子育て支援センター所長** 議案第11号をご説明いたします。

甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例です。この条例につきましても、さきの条例と同様に子ども・子育て支援法の関係の整備であります。

甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第3項および第21条の28」を「第6条の3第2

項」に改めるものです。

なお、付則としましては、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第11号は可決されました。

次に、日程第14 議案第12号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第12号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** それでは、議案第12号でございます。これにつきましては、地方教育行政法の改正に伴います費用弁償、報酬に関する改正と町給食センターの廃止に伴います委員の報酬についての改正でございます。

めくっていただきまして、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するというので、別表中、「教育委員会委員長、年額12万円」とありますものを、中段の表です、「教育委員会委員、年額9万5,000円」のみに改めるものでございます。

次に、給食センター運営委員、これにつきましては、日額5,000円ありますが、これを削るということでございます。

次に、甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会委員、これは新しく推進委員会を立ち上げるということで、その委員に対する報酬を定めるものでございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行するというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番 西澤です。きのう、全協のときに2枚、裏表の推進委員会の概要というペーパーをいただきました。そこでお尋ねしたいのは、この委員会は人口減少問題に対する対策を論議、立案、企画などをしていく委員会だと思いますけども、住民の意見が主となるようにしていくべきだと考えています。構成と運営がそういう点で住民の意見が尊重され、反映される仕組みを導入していく必要があると思うんです。

そこで、住民代表のもと、このペーパーを見ますと、委員の構成10人以内、そして、住民代表の8番目と公募9番目で、この2人に住民が入る。もちろん、学識経験者も産業界も労働組合も地域おこし協力隊も我が町に住所を置いておられる方だと思いますけども、そういうことで入りますけども、住民代表のもとで、例えば〇〇委員会、住民の声とか本音で語る住民サロン、こんなようによく町または村の住民の方が力を、英知を集める上で100人委員会とか50人委員会とかいうようにつくって、まちづくりに邁進をされ



ている事例がよく出てまいりますけれども、この10人を超える住民の方々が論議をして、人口減少問題だけではなくて、その産業にしろ、農業にしろ、それから、いろんなアンケートにもあります、行事が多すぎる問題もどうすべきかなということで、それぞれ本音を語り合って論議をしていく場が必要だと思っておりますので、そういう設置の方向もぜひ検討していただきたいと思っておりますし、そういうことをすべきだと思っておりますが、検討状況をご説明願います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 住民の意見ということですが、まず、総務民生常任委員会の方でなるべく住民の意見を聞けということもございましたので、まずアンケート段階で若者の意見も聞きましたし、少人数で聞き取りもさせていただきました。それで、まずたたき台を役場の方でつくります。そこで、当然、住民の意見も反映されていますし、それをたたき台にこの組織で計画をしてもらおうかなと思っています。当然、住民代表は住民の方ですし、一般公募も住民の方です。ただ、学識経験者につきましては、今、想定しているのが、滋賀大の方で地域との連携という部署がありますので、そこで専門の先生をとというような思いはしておりますし、金融機関については町内の金融機関を想定しております。行政関係については、このアンケートをつくる段階で人口問題研究所とちょっと相談しておりますので、そこからの委員をと思っております。

あと、裏のページにも書いていますが、推進委員会で計画なりをまちづくり協議会、各字区長さんとまちづくり委員さんで構成される委員会がありますので、そこで意見調整もしますし、今、西澤議員が言われた50人委員会なり、広くみんなの意見というのも想定されますので、その進め方については、もうその推進委員会の方でどういう形で住民の意見を聞いたらいいかというようなことも相談しながら、そこで出た案で住民参加なり、意見の方を聴取していきたいと今は思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私がぜひ町民の声が主になるようにしていただきたいと思っておりますのは、審議会の傍聴を時々します。また、本町だけではなく、他の審議会を傍聴させてもらうことも時々あります。そういうときに我が町内の問題なんだという意識はやはり町民でしかわかりません。この間の高齢者介護事業の審議会に行きましたけども、やはり学識経験者は学識経験者の範囲です。確かにプロとしての知識や見識を持っておられます。制度上も明るいです。しかし、我が町の問題から見れば、第三者的なんですね。こういう点では第三者的ではなくて、その町民が思っていることをストレートに反映する仕組

みやっぱり行政が準備をするということが必要ですので、改めてこういうことを強調して、住民の声が届く推進委員会になるように求めておきたいと思います。その構成などはこれからなんですか。それとも、これがなれば準備をこれから始めるということなんでしょうか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** この条例が可決いただいたり、予算が可決されましたら、本格的に進めていきたいとは思っております。

○**建部議長** ほかに。

西川議員。

○**西川議員** 4番 西川です。ちょっと任期のところでお聞きしたいんですが、任期5年となっているんですが、住民代表、これ区長さんになるかと思うんですけど、村づくりかもわかりません。これは毎年、かわられているわけですよね。こういうことを考えていくに当たっては、やはり毎年、毎年くるくるかわっているようでは審議がまた元に戻るといような形になってくるかと思うんですが、そのようなもつで進めていくのか、やはりちょっとそこは考えるのかとかいような点はどんな感じなんですかね。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 今、ご指摘のとおり、区長さんですと毎年かわられますので、ちょっと想定しておりますのが、この前、まち協で情報提供なりさせてもらったんですけど、各字でも取り組まれている集落が幾つかありますので、できたらそういうところから推薦をいただいて、一応この総合戦略が5年計画ですので、5年任期をいただいてもらえる方を推薦なりしていただいて入ってもら方がいいのかなとは今は思っております。

○**建部議長** ほかに。

木村議員。

○**木村議員** この議案の中で質問をしていいのかどうかちょっとわからなかったんですけど、私の言いたいのは、監査委員のことをちょっとお尋ねしたいんですけど。要望になろうかと思うんですが、監査委員を私はやらせてもらっているわけですけど、識見監査委員さんと議選の監査委員、私は議選の監査委員ということになるんですが、何年前かというのはちょっとわからないんですが、以前の甲良町の監査委員会の中身が、このごろ数年にわたってちょっと中身がいわゆる精査するに当たっての時間がかなりとられているように思います。それに比べて、識見監査委員さん、町民代表の監査委員さんの報酬がちょっと少ないかなと思っていたので、要望となるんですが、この議案の中で話していいのかどうかちょっとわからなかったんですけど、間違っていたらごめんなさいですけど、何か聞いておきたいと思いましたので、よろ

しくお願いします。

○**建部議長** 木村議員。議案にそぐわない要望でございますので、これはもう答弁は結構でございます。

ほかに。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

なお、討論、採決は最終日に行います。

ここで15分間、休憩いたします。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時29分 再開)

○**建部議長** 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、関連がありますので、日程第15 議案第13号から日程第19 議案第17号までを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第13号 甲良町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第14号 甲良町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例。

議案第15号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第16号 甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例を廃止する条例。

議案第17号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。議案第13号につきましては、地方教育行政法の改正に伴います本町条例の一部改正を行うものでございます。

甲良町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

甲良町証人等の実費弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(8) といたしまして、「地方教育行政の組織および運営に関する法律第1条の4第5項の規定による意見聴取のため総合教育会議に参加することを

求められた関係者または学識経験者」を追加するものでございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第14号でございます。

甲良町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例。これにつきましても、地方教育行政法の改正に伴います条例の一部改正でございます。

甲良町特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「副町長」を「副町長および教育長」に改めるというものでございます。

この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第15号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これも、地方教育行政法の改正に伴うものでございます。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育長。別表中、「副町長55万8,000円」を「副町長55万8,000円」と「教育長53万円」に改めるものでございます。

この条例は平成27年4月1日から施行するということでございます。

続きまして、議案第16号 甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例を廃止する条例。これにつきましても、地方教育行政法の改正に伴う条例の廃止でございます。

甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例は廃止する。

この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第17号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例。これにつきましても、地方教育行政法の改正に伴う条例の一部でございます。

甲良町課設置条例の一部を次のように改正する。

第3条総務課の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 総合教育会議に関すること。これをつけ加えるものでございます。

この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 10番 金澤です。ちょっと聞き間違いかも知れませんが

も、甲良町特別職の報酬等審議会のところで、第2条中の「副町長」を「副町長および教育長」に改めるとなっていますが、今の説明では、副町長を教育長に改めると聞いたんですけど、意味合いが違いますよね。どちらがほんとうですか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 済みません。説明不足です。「副町長および教育長」ということで、教育長の部分を追加するというごさいます。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 13号から17号まで関連をいたしますので、その討論を行います。

議案の中には、文言の整理のみの部分もごさいます。しかし、地方教育行政の組織および運営に関する法律が改定をされ、首長のもとに教育長が置かれるという政治的な位置関係が明確になりました。今でさえも予算をめぐり、また人事をめぐり首長の管理下、政治的影響下のもとに置かれる教育委員会が、法律上も政治的中立性を担保する法的根拠そのものも壊されていきます。そういう点では、国の横暴さ、とりわけ安倍政権の横暴さが際立っているわけですが、そういう地方のあり方、教育のあり方根本を変えていく問題でありまして、文言の整理のみの部分もありますけども、それに基づいた条例でありまして、13号から17号、共通して反対討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第13号は可決されました。

次に、議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第14号は可決されました。

次に、議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第15号は可決されました。

次に、議案第16号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第17号は可決されました。

ここでお諮りします。これより審査願います日程第20 議案第18号および日程第21 議案第19号の条例制定については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、産業建設文教常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

それでは、関連がありますので、日程第20 議案第18号および日程第21 議案第19号を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第18号 甲良町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例。

議案第19号 甲良町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** それでは、議案第18号でございます。これにつきましても、地方教育行政法の改正に伴います条例の制定でございます。先ほど議案第16号で教育長の給与および勤務時間等に関する現在の条例を廃止することに伴いまして、新たにそれらに関連する条例を制定するものです。

甲良町教育委員会教育長の勤務時間に関する条例といたしまして、第1条で、目的。これは、地方教育行政の組織および運営に関する法律に基づくものであること。第2条で、その勤務時間等について定めております。

この条例は平成27年4月1日から施行するというものでございます。

次に、議案第19号です。甲良町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。これも先ほどから言っています地方教育行政に関するもので、目的といたしましては、その法律に基づきます制定でございます。

第2条で職務に専念する義務の免除ということで、(1)から(3)、研修を受ける側等々について定めるものでございます。

この条例は平成27年4月1日から施行するというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。これより審査願います日程第22 議案第20号の条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、日程第22 議案第20号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第20号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 失礼いたします。甲良町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

この改正は、平成27年度からの第6期介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の策定ならびに地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

甲良町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第7条中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第1号中「3万3,240円」を「3万6,000円」に改め、同条第2号中「3万3,240円」を「5万4,000円」に改め、同条第3号中「4万9,860円」を「5万4,000円」に改め、同条第4号中「6万6,480円」を「6万4,800円」に改め、同条第7号中「11万6,340円」を「13万6,800円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 10万8,000円。

ア 合計所得金額が290万円である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者。

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるものに該当する者を除く。

(9) 次のいずれかに該当する者 12万2,400円。

ア 合計所得金額が400万円である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者。

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるものに該当する者を除く。

第7条第6号中「9万9,720円」を「9万3,600円」に改め、同号ア中「300万円」を「190万円」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5条中「8万3,100円」を「8万6,400円」に改め、同号ア中



「190万円」を「120万円」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第39条第1項第5号に掲げる者 7万2,000円。

第7条に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各号における保険料率は、同号の規定にかかわらず3万2,400円とする。

第9条第3項中「ロおよびハ」を「ロもしくはニ」に、「第5号ロまたは第6号ロ」を「第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロまたは第9号ロ」に、「第6号に」を「第9号までのいずれかに」に改める。

付則。

新たに第8条 法第115条の45第1項、次の2項、4号、5号、6号に規定する「介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防および生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間を行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする」を加えるものです。

施行期日。

第1条 この条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置。

第2条 改正後の甲良町介護保険条例第7条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとする。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので質疑を許します。

西川議員。

○西川議員 4番 西川です。今、ようけ言われたんですが、先日もらった表で、安くなっているのは第7条のところですかね。一番最初のところですが、同条第4号中「6万6,480円」を「6万4,800円」に改めるということになってあるんですが、この辺の意味合いのところはもうちょっとすかつとした話で聞かせていただきたいと思います。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 先日前お渡ししました一覧表を横に見ていただきますと、安くなっているところが、今のところで、第5期では4段階だったところが、第6期では4段階と5段階に分かれますので、その4段階の方が少し安くなるということです。

○建部議長 結構ですか。ほかに。

西澤議員。

○西澤議員 用語そのものも非常に多く出てくるわけですが、介護保険の大幅な大改悪と言っていると思いますが、そういう方向にかじを切った中で出てきた条例だと思いたいますが、そこで、尋ねたいのは、最初の「小規模多機能居型宅介護」とそれから指定というのが頭について、「指定小規模多機能型居宅介護事業」というのが出てまいります。これの「小規模多機能」、どういうイメージなのか、空き家を活用して巡回もする、それからそこで居宅もできる、通所もできるということだろうと思いますが、まずそのイメージ、事業内容の点で説明いただけますか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 今、西澤議員が言われましたように、小規模多機能というのは、同じ場所で訪問介護ができ、デイサービスができ、そのまま泊まることのできるという3つの機能を持った施設のことを申します。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、その小規模多機能の事業者が開設できる要件というのは、NPO、それから福祉法人、それから一般の企業、法人の場合、どうなんでしょうか、そういう要件を満たせば、企業形態、事業所形態は問われないということなんです。例えば、隣近所が見守り隊をつくって有志で5人のチームをつくる。そして、甲良町でいうたら近所でそういう方の見守り隊や、それから通所してもらって宅老ですよね。そういうようにしてできるのかどうか。法人組織をつくらなければだめ、ないしはNPOの届け出をきちんとすべきだという要件があるのかどうか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 法人格を持つところでないとできないということです。NPOも法人として考えられます。

○建部議長 ほかにありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 3番 野瀬です。8条の条項中、各項目で「町長が定める日までの間に行わず」ということで、これを見る限り4月1日からの施行はされないのかなと思うんですけども、いつごろをめざして、これを実施するのかというのがわかれば。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 平成29年4月をめざしております。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、関連がありますので、日程第23 議案第21号から日程第25 議

案第 23 号までを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第 21 号 甲良町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第 22 号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第 23 号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** では、議案第 21 号 甲良町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この改正は、地域の自主性および自立性を高めるための推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、介護保険法施行規則等の一部を改正する条例が公布されたことに伴い、甲良町指定地域密着型サービス事業者等の規定に関する基準の一部を改正するものでございます。

主に 21 号につきましては、題名です。甲良町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲良町指定地域密着型サービス事業者および指定密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例。

第 1 条中「ならびに第 115 条の 12 第 2 項第 1 号」を「第 115 条の 12 第 2 項第 1 号ならびに第 115 条の 22 第 2 項第 1 号」に改める。

第 3 条の見出し中「指定地域密着型サービス事業および指定地域密着型介護予防サービス事業」を「指定地域密着型サービス事業等」に改め、同条中「および法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号」を「第 115 条の 12 第 2 項第 1 号および第 115 条の 22 第 2 項第 1 号」に改める。

付則 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

続きまして、議案第 22 号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてで

すが、これは先ほどの題名が変わったところに、主には文言の改正と小規模多機能型居宅介護の登録定員および利用定員数の改正、事故発生時の対応と夜間深夜サービスを提供する場合は、事前に町に届け出ることを定め、サービスの質の強化方法の改正、人員の兼務可能な施設、事業所基準を定めるものです。

主なものは、ページをめくっていただきまして、第78条の2に事故発生時、「指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない」となっております。

次めくっていただきまして、第85条第1項中「25」を「29」に改め、同条第2項第1号中「1から15人」の次に、「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員」を加え、同号に次の表を加えるという改正であります。

付則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

続きまして、議案第23号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この改正も、第3次地域主権一括法の施行と介護保険法施行規則等の一部改正に伴う甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものでありまして、主な改正は、法改正に伴う文言の改正と介護予防事業者が認知症対応型通所介護以外の夜間および深夜のサービスを提供する場合、事前に町に届け出るものです。

第7条第4項、「前項ただし書の場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする」というところがあります。

次をめくっていただきまして、第47条では、第1項中「25」を「29」に改め、同条第2項第1号中「15」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員」を加え、同号に次の表を加えるということになっております。

付則 この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西川議員。

○**西川議員** 4番 西川です。いろんなところで出てきたんですが、議案第22号の85条の第1項中の下の表のところですが、頭が悪いのでどういう意味かだけ教えてください。登録定員と利用定員の違いを教えてください。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 登録定員は、その事業所に登録できる最大の人数を規定しておりまして、利用定員は、全員がそのときに利用するわけではなく、1回の利用でこれだけの定員ということになります。登録者全員が毎日来ているわけではなくという意味です。

○**建部議長** ほかに。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決は最終日に行います。

ここで、お諮りします。これより審査願います日程第26 議案第24号および日程第27 議案第25号の条例制定については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、関連がありますので、日程第26 議案第24号および日程第27 議案第25号を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第24号 甲良町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

議案第25号 甲良町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 それでは、甲良町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

第1条では、趣旨といたしまして、事業の人員および運営ならびに効果的な支援の方法に関する基準について定めるものです。

第2条は、定義。

第3条は、申請者の要件について定めております。

第4条は、指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならないことを規定しております。

次をおめぐりください。

第5条では、従業員の員数。

第6条では、管理者について規定しております。

第7条では、内容および手続の説明および同意について規定しております。

次をおめぐりください。

第9条では、サービス提供困難時の対応についてを規定しております。

第11条では、要支援認定の申請に係る援助についての規定。

第13条では、利用料等の受領についての規定でございます。

次をめぐってください。

第15条では、指定介護予防支援の業務の委託についてを規定しております。

第16条では、法定代理受領サービスに係る報告についての説明をしております。

第17条では、利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付について。

第18条では、利用者に関する町への通知について。

第19条では、管理者の責務についてを規定しております。

第20条は、運営規程でございます。

第21条は、勤務体制の確保。

第22条は、設備および備品等についての規定。

第23条では、従業者の健康管理についての規定を定めております。

第25条では、秘密保持について。

第27条では、介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等について規定しております。

第28条では、苦情処理について規定をしております。

第29条では、事故発生時の対応ということで規定しております。

第31条では、記録の整備について規定をしております。

次のページをおめくりください。

第32条では、指定介護予防支援の基本取扱方針について規定しております。

第33条では、指定介護予防支援の具体的取扱方針について規定をしております。

2ページめくっていただきまして、第34条では、介護予防支援の提供に当たっての留意点を定めております。

もう1枚めくっていただきまして、付則といたしまして、この条例は平成27年4月1日より施行するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

では、議案第25号の甲良町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。1枚おめくりください。

第1条では、趣旨。この条例は、介護保険法第115条の46第4項の規定に基づき、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

第2条では、定義。この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。

(2) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定にする地域包括支援センターをいう。

(3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。

第3条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

第4条 地域包括支援センターに置くべき職員およびその員数は、次の各号に掲げる当該地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

(1) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の次のアに掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤のイまたはウに掲げる者のいずれか1人。

- ア 保健師その他これに準ずる者。
- イ 社会福祉士その他これに準ずる者。
- ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者。
- エ その他の職員。

(2) 前号の規定にかかわらず、担当地域の実情その他の条件を勘案して町長が必要と判断した場合には、その職務に従事する職員として前号エに掲げる職員を置くことができる。

第5条 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見をふまえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

付則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第28 議案第26号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第26号 町道の廃止および認定について。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○北坂建設水道課長 それでは、議案第26号の町道の廃止、認定をご説明申し上げます。

まず、町道の廃止についてから説明します。道路法の第10条第1項の規定によりまして、次のとおり町道の廃止をお願いするものでございます。次のページをお願いいたします。

路線番号227、池寺又塚線。起点が大宇池寺字又塚255番1先、終点が又塚257番先です。

路線番号330、池寺グランド南線。大宇池寺字又塚303番先、終点が又塚264番1先でございます。

延長がそれぞれ97.5メートル、252.8メートルでございます。右の図面が池寺又塚線、めくっていただきまして、裏面が池寺グランド南線の廃止図になります。

続きまして、町道の認定でございます。道路法第8条第1項の規定により



まして、次のとおり町道認定をお願いするものでございます。次のページをお願いいたします。

路線番号227、池寺又塚線。起点が大宇池寺字南石蔵414番1先、終点が又塚257番先。最大幅員が6.9メートル、最小幅員が4メートル、延長が104.4メートルでございます。

路線番号330、池寺グランド南線。大宇池寺字又塚303番先、終点が南石蔵414番2先でございます。最大幅員が8.1メートル、最小幅員が4メートル、延長が300.2メートルでございます。

図面は、次のページと裏面でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第26号は可決されました。

次に、日程第29 議案第27号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第27号 平成26年度甲良町一般会計補正予算(第7号)。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**宮川総務課参事** それでは、予算書表紙裏面をご覧ください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に6,744万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,316万6,000円とするものでござい

ます。

補正予算の款、項の区分および金額ならびに補正後の金額は、第1表 歳入歳出予算補正で説明させていただきます。また、第2条繰越明許費につきましては、第2表 繰越明許費で説明させていただきます。地方債の補正につきましては、第3表 地方債補正で説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。13款 国庫支出金、補正額4,197万9,000円、14款 県支出金783万5,000円の減額、16款 寄付金1,000万円、19款 諸収入4,929万8,000円、20款 町債2,600万円の減額となり、よって、歳入合計、補正前の額36億6,572万4,000円、補正額6,744万2,000円。合計37億3,316万6,000円でございます。

続きまして、2 ページをご覧ください。

歳出。2款 総務費、補正額1億886万3,000円、3款 民生費45万3,000円の減額、4款 衛生費1,066万9,000円の減額、6款 農林水産業費1,218万6,000円の減額、7款 商工費203万4,000円の減額、8款 土木費761万円、9款 消防費2,810万円の減額、10款 教育費441万1,000円となります。よって、歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

4 ページをご覧ください。

第2表 繰越明許費。2款1項 総務管理費、事業名 プレミアム付商品券交付事業5,843万9,000円、地方創生先行事業3,454万円、番号制度対応システム改修業務委託950万4,000円、6町クラウド対応既存データ移行16万円、6款1項 農業費、せせらぎの里整備事業800万円、8款2項 道路橋梁費、社会資本整備交付金事業380万円です。

5 ページをご覧ください。

第3表 地方債補正。起債の目的、緊急防災・減災事業債2,600万円の減額、限度額、補正前2,600万円、補正後ゼロ円。よって、合計2,600万円の減額。限度額、補正前額2億4,532万1,000円、限度額、補正後の額2億1,932万1,000円でございます。よろしく願います。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。プレミアム商品券交付事業と地域住民生活緊急支援事業交付金などについて、関連をして幾つか質問します。

1つは、ペーパーをいただきましたが、プレミアム商品券、全協でもお尋ねいたしました。プレミアム商品券は社会保障に利用することができないという説明を受けていますが、低所得者向けの商品、サービス購入券を発行する場合は利用可能であるということなのですが、甲良町における低所得者の状況は、滞納状況を見れば明らかなのですが、その計画をすべきだと思いますが、その計画を今後詰めて、国への申請までにこの低所得者向けのサービス購入券で、社会保障の支払いにも充てられるという幅を持たせるべきだと思いますが、その所見をお尋ねします。

もう一つは、子ども・子育て支援事業の12ページですが、説明の中に324万円を語学関係というように説明がありました。どういう内容なのかご説明いただきたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** まず、プレミアム券の関係と生活型の関係ですが、国の考え方は、プレミアム券を優先ということで、ちょうどプレミアム券と生活型の使用割合というQ&Aがついています。一応、国の考え方としては、プレミアム券を優先で、それが発行することが困難な場合、例えば小さな自治体でお店屋さんがない場合は、生活支援型に使ってもいいですよということで、甲良町の場合はお店屋さんもスタンドさんもお肉屋さんありますし、これには該当しませんし、なおかつエントリー制で換金業務なども伴いますので、手上げ方式で参加していただいているお店屋さんということであり、町としては、こういう趣旨からプレミアム券でやっていきたいということで、生活支援型は考えておりません。

語学関係ですが、今、想定しておりますのが、社会教育事業として、子どもときから英語なりに触れて、そういう環境をつくっていかうと。そういうなのを通じて道徳的に、人間として形成できるような事業を考えられないかということで、そういう関係で委託をしたらどうかということで、中身につきましては、ちょっと社会教育課の方で回答をお願いします。

○**建部議長** 社会教育課長。

○**山本社会教育課長** 語学の関係でございますが、今、企画監理課長が言いましたように、考えておるのは、夏休みに小学校の子どもたちに語学学習をしていただくという考えを持っております。これからまだ詰めていきますので、具体的なものについては、これからでございますので、これから検討して報告をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** この語学関係の方から聞きますと、国の先行型と地域住民生活緊急支援の事業の枠に、なぜ語学関係のそういう事業が入るのかということ

もう一度説明をしていただきたい。国の補助を受けて、この語学関係のそういう計画をするということだと説明を受けましたが、どのような関連がするのかどうかお尋ねします。それが、1つです。

それから、もう一つは、我が町は零細な建設業者もおられます。そういう外構や擁壁、庭など、建設業にリフォームで使う場合、それがだめという規定がはっきりと定められているのか。それとも、町の裁量でそういうことについても消費喚起でいえば、それは非常に大きいと思います。ここにありません「消費喚起をする観点から、社会保障に利用することはできない」、これは国の勝手な言い分で、社会保障にそれが使えれば、この財源、つまり財布は消費に回すことができるという、家庭全体が豊かになることはないですけども、わずかでありまますけども支援がもらえるというので、消費喚起に回っていくという流れになると思うんですが、その点2点、お尋ねします。

○建部議長 社会教育課長。

○山本社会教育課長 語学の関係ですが、この地方創生の中の定住、それから移住の関係でございまして、その中で甲良では語学を勉強していただくということで、定住または移住の関係のそういう促進の一つとしたいという考えで思っております。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 プレミアム券の方ですが、一応、国の考え方としては、高級品は好ましくないというような書き方しかされていませんので、今言われたリフォームの方は対応可能やとは思っています。ただ、業者さんがエントリーをしてくれんとあれですけど。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 語学の方ですけども、甲良町では語学を熱心にやっているというので、定住が促進される。これは、人口減少の原因が解消されてへんのに、つまり、砂の上に家を建てるみたいなもんですよね。だから、そういう点はどこをどう考えているんですか。つまり、基礎が人口減少させないところのいろいろな施策の充実が必要です。子育て応援の中。その子育て応援が語学が中心ということ自体、考えがおかしいと思いますが、再度、説明ください。

○建部議長 社会教育課長。

○山本社会教育課長 先ほども申しましたように、これも1つの方法という形でとらせていただいております。今後まだ検討も、先ほども言いましたように考えていかないと、等々もございまして、これは1つの語学という方法という形と考えていただきたいと思っております。

○建部議長 ほかに。

西川議員。

○西川議員 4番 西川です。2点、質問させてください。

繰越明許の中に、せせらぎの里整備事業800万が繰り越しになるというところは、当初予算の2,200万の残が繰り越されるという理解でいいのかどうかということと、それから、14ページ一番下のところで、農林水産費のところがあるんですが、せせらぎの里の農産物出荷協定の推進補助金で、210万の予算が185万残っていると。それから、せせらぎの味特産品開発事業が30万が20万残っているというような形で、余りにも余っている額が多いと思うんですが、この辺をどう捉まえて行政はやっておるのかということをお聞きします。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 せせらぎ農産物の計画出荷協定の推進事業補助金でございますけれども、一応、道の駅での販売促進を狙ってやった事業でございますけれども、今のところ販売実績が85万480円、まだ2月、3月は集計しておりませんが、もっと予想はしていたんですけれども、出荷が少ないということで、この際、大きく減をさせていただきました。

それと、せせらぎの味特産品開発事業でございますけれども、6件の予定をしておりましたが、1件、金屋ファームさんだけ、今年の実業で使っただくということになりましたので、ここでもう1件ないとは思いますが、20万円の減額をさせていただいたところでございます。

○建部議長 総務課参事。

○宮川総務課参事 今ちょっと確認がとれておりませんので、ちょっと後ほど申しわけないんですけど、ご説明させていただきたいと思います。

○建部議長 よろしいですか。ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

この補正予算につきましては、最終日に討論、採決を行います。

次に、日程第30 議案第28号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第28号 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○川嶋住民課長 甲良町国民健康保険特別会計補正予算書の裏面をお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ890万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億221万6,000円にお願いするものでございます。なお、地方債につきましては、地方債3ページで説明させていただきます。

1ページをお開き願いたいと思います。

歳入の部でございます。3款 国庫支出金160万1,000円の増額、4款 療養給付費交付金2,270万8,000円の減額、12款 広域化等支援基金貸付金3,000万円の増額。歳入合計、補正前の額9億9,331万6,000円、補正額890万円、計10億221万6,000円。

次、2ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費27万円増額、2款 保険給付費350万円増額、10款 後期高齢者支援金等、これにつきましては財源更生でございます。12款 予備費512万3,000円増額。歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

3ページをお願いいたします。

地方債でございます。起債の目的、広域化等支援基金貸付金、限度額3,000万円。これにつきましては、平成26年度国保特別会計におきまして財源不足が出て、4,000万円の財源不足でございます。県からそのうちの75%を借り入れを実施して、5年間で償還するものでございます。利率については、無利子でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第31 議案第29号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第29号 平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第4号)

について。予算書表紙裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ284万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億6,458万円とすることを願います。

1ページ、第1表をお願いいたします。

歳入。3款 国庫支出金、補正額35万8,000円、4款 支払基金交付金、補正額498万7,000円の減、5款 県支出金713万7,000円、6款 繰入金33万3,000円。歳入合計、補正前の額7億6,173万9,000円、補正額284万1,000円、計7億6,458万円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出。2款 保険給付費、補正額266万5,000円、7款 予備費17万6,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第32 議案第30号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第30号 平成26年度せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第5号)。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○**若林産業課長** 議案第30号 平成26年度せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,770万2,000円と願います。

第1表で、歳入歳出予算補正。歳入。1款 繰入金、補正額156万円の減額、3款 諸収入150万円。歳入合計額、補正前の額1億8,776万2,000円、補正額6万円の減額です。合計1億8,770万2,000円でございます。

1枚おめくりください。

歳出。1款 事務所費、補正額14万円、2款 直売所運営費10万円の減額、3款 道の駅運営費10万円の減額。歳出合計額は、歳入合計額と同額でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はございますか。

西澤議員。

○西澤議員 販売収入が増えていることによる当初予算から増額の補正ということになるわけですが、その要因や内訳等で特徴的なところでこういう伸びをしてきているというようにあれば、説明をお願いしたい。その結果、一般会計からの繰入金が減額をされて、当初見込んでいた金額から補正後565万7,000円に減額をされてきというように理解するわけですが、その説明をお願いいたします。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 まず、1つはやはり生産者からの出荷の量が増え、また消費者の方に買っていただいたということと、それともう一つは、ふるさと納税の寄付のお返しの分につきまして、道の駅からの売り上げの増でございます。大きくは、この2点かと考えているところでございます。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。これより審査願います日程第33 議案第31号から日程第41 議案第39号までの平成27年度の各会計当初予算については、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、日程第33 議案第31号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第31号 平成27年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。



総務課参事。

○宮川総務課参事 それでは、予算書表紙裏面をご覧ください。

第1条では、平成27年度甲良町一般会計の歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億円と定めるものです。説明につきましては、第1表で説明させていただきます。

第2条 債務負担行為につきましては、第2表で説明いたします。

第3条 地方債につきましては、第3表で説明いたします。

第4条 一時借入金につきましては、借入最高額を6億円と定めるものです。

第5条 歳出予算の流用を定めるものでございます。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。歳入。1款 町税8億5,948万1,000円、2款 地方譲与税3,230万円、3款 利子割交付金125万円、4款 配当割交付金250万円、5款 株式等譲渡所得割交付金140万円、6款 地方消費税交付金9,980万円、7款 自動車取得税交付金470万円、8款 地方特例交付金220万円。

2ページをご覧ください。

9款 地方交付税14億6,400万円、10款 交通安全対策特別交付金140万円、11款 分担金及び負担金3,880万6,000円、12款 使用料及び手数料2,810万1,000円、13款 国庫支出金2億2,049万5,000円、14款 県支出金2億8,195万円、15款 財産収入1,049万5,000円。

3ページをご覧ください。

16款 寄付金3,010万円、17款 繰入金1億8,533万円、18款 繰越金4,000万円、19款 諸収入1億2,439万2,000円、20款 町債1億7,130万円。歳入合計36億円。

4ページをご覧ください。

歳出。1款 議会費7,350万6,000円、2款 総務費5億7,631万6,000円、3款 民生費11億8,998万3,000円、4款 衛生費2億7,720万9,000円、5款 労働費63万4,000円、6款 農林水産業費1億7,205万8,000円。

5ページをご覧ください。

7款 商工費3,966万7,000円、8款 土木費1億98万6,000円、9款 消防費1億2,760万9,000円、10款 教育費3億9,052万5,000円、11款 災害復旧費2万5,000円。

6ページをご覧ください。

12款 公債費4億3,057万円、13款 諸支出金2億1,741万2,000円、14款 予備費350万円。合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

次に、7ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為。

滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償。

期間 平成27年度から平成39年度までとなっております。

続きまして、8ページをご覧ください。

第3表 地方債。

起債の目的 臨時財政対策債1億2,000万円、地域活性化事業債（紫雲苑整備）1,500万円、一般単独事業債（町道整備）1,160万円、緊急防災・減災事業債2,000万円、防災基盤整備事業債470万円。合計1億7,130万円でございます。よろしくお願いたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第34 議案第32号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第32号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**川嶋住民課長** 甲良町国民健康保険特別会計予算書の裏面をお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,013万3,000円にお願いするものでございます。一時借入金の借り入れの最高額は、6億円とお願いするものでございます。

1ページ、第1表をお願いいたします。

歳入の部でございます。1款 国民健康保険税1億9,564万9,000円、3款 国庫支出金2億4,899万1,000円、4款 療養給付費交付金3,274万2,000円、5款 県支出金6,566万9,000円、6款 共同事業交付金2億4,796万3,000円、8款 繰入金1

億 1, 056 万 1, 000 円。

2 ページをお願いいたします。

10 款 諸収入 139 万 7, 000 円、11 款 前期高齢者交付金 1 億 8, 705 万 8, 000 円。歳入合計 10 億 9, 013 万 3, 000 円。

次、3 ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1 款 総務費 2, 710 万 6, 000 円、2 款 保険給付費 6 億 3, 129 万 6, 000 円、4 款 介護保険納付金 4, 612 万 4, 000 円、5 款 共同事業拠出金 2 億 3, 459 万 1, 000 円、6 款 保健事業費 2, 937 万 6, 000 円。

次のページ、4 ページをお願いいたします。

10 款 後期高齢者支援金 1 億 1, 915 万 2, 000 円、12 款 予備費 110 万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 35 議案第 33 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第 33 号 平成 27 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**川嶋住民課長** 甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算書の裏面をお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 085 万 6, 000 円をお願いするものでございます。

1 ページ、第 1 表をお願いいたします。

歳入の部でございます。1 款 後期高齢者医療保険料 4, 231 万 7, 000 円、2 款 使用料及び手数料 1 万円、3 款 繰入金 2, 850 万 5, 000 円、4 款 繰越金 1, 000 円、5 款 諸収入 2 万 3, 000 円。歳入合計 7, 085 万 6, 000 円。

次のページをお願いいたします。2 ページです。

歳出の部でございます。1款 総務費574万1,000円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金6,508万4,000円、3款 諸支出金2万1,000円、4款 予備費1万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで、お昼の休憩といたします。開会は、今日は13時15分、再開いたします。ちょっと15分間、いつもよりか早めます。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 1時15分 再開)

○建部議長 それでは、再開いたします。

次に、日程第36 議案第34号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第34号 平成27年度甲良町介護保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第34号 平成27年度甲良町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書表紙裏面をご覧ください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,083万3,000円と定めるものでございます。一時借入金の最高額は、1億5,000万円と定めるものでございます。

1ページをご覧ください。

歳入。1款 保険料1億4,840万円、2款 使用料及び手数料1,000円、3款 国庫支出金1億8,079万円、4款 支払基金交付金2億125万8,000円、5款 県支出金1億519万9,000円、6款 繰入金1億2,217万円、7款 繰越金300万円、8款 諸収入5,000円。

次のページをお願いします。

9款 財産収入1万円。歳入合計7億6,083万3,000円。

続きまして、次のページ、3ページをお願いします。

歳出。1款 総務費2,949万円、2款 保険給付費7億913万6,

000円、3款 地域支援事業費1,967万9,000円、4款 公債費1,000円、5款 基金積立金1万円。

次のページをお願いします。

6款 諸支出金20万1,000円、7款 予備費231万6,000円。  
歳出合計は、歳入合計と同額でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第37 議案第35号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第35号 平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**川嶋住民課長** 失礼します。平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について説明させていただきます。予算書の裏面をお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額を205万6,000円をお願いするものでございます。

1ページ、第1表をお願いいたします。

歳入でございます。1款 繰越金1万円、2款 使用料及び手数料175万円、3款 諸収入4万2,000円、4款 財産収入1万円、5款 繰入金12万4,000円、6款 他会計借入金12万円。歳入合計205万6,000円。

2ページをお願いいたします。

歳出。1款 墓地公園管理費29万6,000円、2款 諸支出金175万円、3款 予備費1万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 38 議案第 36 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第 36 号 平成 27 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○**陌間人権課長** 議案第 36 号 平成 27 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計についてご説明申し上げます。表紙裏面をよろしく申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,761 万 4,000 円をお願いするものでございます。一時借入金の借入最高額につきましては、2,000 万円をお願いするものでございます。

1 ページをお願いします。

歳入。1 款 県支出金 81 万 3,000 円、2 款 繰入金 585 万 2,000 円、3 款 繰越金 1,000 円、4 款 諸収入 1,094 万 8,000 円、歳入合計 1,761 万 4,000 円でございます。

次、2 ページをお願いします。

歳出 1 款 総務費 695 万 5,000 円、2 款 公債費 797 万 7,000 円、3 款 諸支出金 267 万 9,000 円、4 款 予備費 3,000 円。歳出の合計は、歳入の合計と同額でございます。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 39 議案第 37 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第 37 号 平成 27 年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○**陌間人権課長** 議案第37号 平成27年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算について説明申し上げます。表紙裏面をお願いします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ400万2,000円とお願いするものでございます。

1ページをお願いします。

歳入。1款 財産収入400万円、2款 繰越金1,000円、3款 諸収入1,000円。歳入合計400万2,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いします。

歳出。1款 公共事業用地取得事業費100万円、2款 諸支出金300万円、3款 予備費2,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** あらかじめ準備をしていただきたい、予算決算常任委員会で審議される付託案件ですけれども、法が終了したときと比較をして、現在の保有している残数ですね。箇所数で以前、報告をいただいたんですけれども、箇所数と広さについて、基準値をいつまでに持ってくるかと、いつから計算するかというのがありますけれども、私どもが土地裁判を始めたときに、町から残地の明細をいただきました。その時点でも結構ですし、それから、一番いいのは、同和対策事業の根拠であった法律が終了した、今からですと13年前ですね。もうすぐ13年になりますけれども、その基準からどれだけの残地が減少したか、売却が進んだかという経過を提出してもらえるようにお願いします。今わかりましたら、報告いただいたら結構ですけれども。

○**建部議長** 人権課長。

○**陌間人権課長** ただいま手持ち資料で持ってきておりませんので、また改めて説明させていただきます。

○**建部議長** ほかに。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第40 議案第38号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第38号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計予算。上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** それでは、議案第38号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,704万4,000円をお願いするものでございます。地方債につきましては、第2表で説明させていただきます。一時借入金については、最高額を3億円をお願いするものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入の部でございます。1款 分担金及び負担金115万6,000円、2款 使用料及び手数料9,260万4,000円、3款 国庫支出金865万円、4款 財産収入3万円、5款 繰入金2億1,220万1,000円、6款 繰越金10万円、7款 諸収入30万3,000円、8款 町債1億5,200万円。歳入合計といたしまして、4億6,704万4,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費3,107万4,000円、2款 下水道事業費7,581万2,000円、3款 公債費3億5,915万8,000円、4款 予備費100万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

3ページをお願いします。

第2表として、地方債でございます。起債の目的として、資本費平準化債が1億4,000万円の限度額であります。流域下水道事業債が1,200万円の限度額になります。起債の合計といたしましては、1億5,200万円でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第41 議案第39号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第39号 平成27年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。



甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** それでは、議案第39号 平成27年度甲良町水道事業会計予算の説明をさせていただきます。表紙をめくっていただきまして、1ページからお願いします。

第2条 業務の予定量でございます。給水口数2,800口の年間総給水量が92万立方メートル、1日平均給水量が2,521立方メートル、主要な建設改良事業といたしまして、配水管布設替工事及び水道事業資産管理検討業務委託でございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款 水道事業収益2億1,641万6,000円、支出の部、第1款 水道事業費は水道事業収益と同額でございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

第4条 資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款 資本的収入1,000円、支出の部、第1款 資本的支出 9,503万5,000円でございます。資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額9,503万4,000円につきまして、当年度損益勘定留保資金9,503万4,000円で補填するものでございます。

第5条 一時借入金は1億円をお願いするものです。

第6条 議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。職員給与費で1,477万9,000円でございます。

第7条 他会計からの負担金で、消火栓等の維持管理のため一般会計から524万4,000円をお願いするものです。

第8条 たな卸資産の購入限度額は、300万円でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第42 同意第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 同意第1号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 固定資産評価審査委員会委員の同意を求めることについて。

安澤邦彦氏。平成20年9月に就任。2期7カ月、審査委員を務めていただいております。引き続きお願いするものであります。

○建部議長 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

濱野議員。

○濱野議員 5番 濱野でございます。賛成討論をいたします。

安澤さんは、約50年近く建築設計の仕事をなされております。固定資産にことにつきましても、かなりいろいろな面で精通された方でございますので、ほんとうに再任されるのはふさわしいというようなことで賛成討論といたしたいと思います。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第1号は同意されました。

次に、日程第43 大滝山林組合議会議員の補欠選挙を行います。大滝山林組合議会議員の藤原勝義氏が、平成27年1月19日付で同組合副管理者に就任され、欠員が生じたため、同組合同規約第8条第1項の規定により、補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いま

すが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

大滝山林組合議会議員に横関の山本清隆氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました山本清隆氏を大滝山林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山本清隆氏が大滝山林組合議会議員に当選されました。

次に、日程第44 発議第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 発議第1号 甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成27年3月5日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 丸山恵二議員。

賛成者 同じく甲良町議会議員 西川議員でございます。

○**建部議長** 本案につきましては、議会運営委員会の丸山恵二委員長から提案説明を求めます。

丸山恵二委員長。

○**丸山恵二議会運営委員長** 発議第1号 甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正の理由は、甲良町議会委員会条例第2条第2号は、常任委員会の所管の規定であるが、課の名称が現状と不整合が生じているため、現状に合うよう改正するものです。

また、第19条は出席説明の要求の規定であり、今回、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条長および委員長等の出席義務が改正されたことに伴い改正を行うものである。

甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例。

甲良町議会委員会条例（昭和62年条例第10号）の一部を次のとおり改

正する。

第2条第2号中「産業振興課」を「産業課」に、「人権推進課」を「人権課」に改める。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。  
付則。

施行期日等。

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

経過措置。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）付則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。

○建部議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第1号は可決されました。

次に、日程第45 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これを許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長を認めますので、質問者は時間がくれば簡潔にまとめて質問してください。

なお、答弁をする人も簡潔、明瞭に答弁をお願いします。特に、質問のあった内容についてのみお答えをいただきたいと思っております。それ以外のことは答える必要はございません。

それでは、最初に2番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○**阪東議員** 2番 阪東です。今ほど議長から質問のお許しをいただきましたので、通告書にしたがいまして質問の方をさせていただきたいと思います。まずは、中学までの医療無料化について質問します。

昨年10月より中学校卒業まで医療費が甲良町でも無料化になりました。子どもさんを持つ方につきましては、さぞかし待ちわびたと思います。近年、少子化のために、児童、生徒が少ないために先進的な町では高校までという動きもあります。以前、保健福祉課の課長さんはたびたびこの質問についてお金がない、お金がない、予算がない、できない、できないと言っておられまして、先般の町長2期目の公約で実現をしていただきました。10月からされまして、4カ月が経過をしたわけなんですけれども、その後、この事業に限定して、今のインフルエンザとかいろいろ多かったと思います。それに対して、負担が前年度対比どうであったかというのを教えていただきたいと思います。

○**建部議長** 住民課長。

○**川嶋住民課長** 今の質問でございます。月によって金額は異なりますけれども、1カ月平均して100万円強の町の負担になっています。この事業を行うことによつての負担が100万円強になっております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 基本的には3割負担というものがされて、また初診料というのをもっていくという形のもので、この100万というのは大体、患者数でどれぐらいというのはわかりませんか。

○**建部議長** 住民課長。

○**川嶋住民課長** 申しわけございません。資料を持っておりませんので、お答えできません。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 高校まで増えるところもあります。また、これをできるだけ公平に、負担をかけないところについてはぜひ前向きに考えていきたいなと思っております。

続いて、介護保険事業についてお伺いしたいと思います。通告書の中で介護保険の実情は、直近の決算では、直近というのは25年決算なんですけど、7億2,500万の支出をされ、個人徴収では県下で最も高いことは、既に西澤議員さんからも質問をされております。私は保険料を下げるという意味ではなく、負担をこれ以上増大させないという観点から質問をしたいと思っております。

認定者数も年々これから伸びていくと思っておりますけれども、25年の累計で

440人程度の在宅と施設を合わせた介護サービス費というものをおっしゃられたと思うんですけども、今後も我々含めて、団塊の世帯というものがずっと伸びていくことが考えられます。町として予防というケアについて、今から重要やと思うので、今考えておられる改善、予防策というものについていろいろやっておられると思うんですけども、今後必要やなというところについてお答え願えればありがたいなと思います。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 介護保険認定率につきましては、ここ3年間ほぼ横ばい状態で維持しております。予防対策といたしまして、まず1番に若年者や40歳から74歳の方の生活習慣病の改善のための特定健診と保健指導を重点的に実施していくということ。それから、65歳から75歳の前期高齢者の方にはいきがい活動の支援、介護予防活動の継続を支援していくということ。75歳以上の後期高齢者の方には、生活支援の充実を図り、介護の重症化を予防するということを考えております。また、認知症対策として、早期発見、早期対応ができるよう、認知症初期対応チームを設置し、医療、福祉の連携を強化することを考えております。

○阪東議員 ここ数年は伸びておらないと今ほどお聞きしたんですけども、大体何年ぐらい伸びていないのか、5年くらい伸びていないんですか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 ここ3年間、440から450を維持しております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

次に、2番目の項目で、既に町として筋トレとか転倒予防教室、せせらぎサロン等について介護予防ということについては積極的に呼びかけられておりますけれども、近年の参加の状況というのはどの程度おられるのかちょっと質問したいと思います。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 それでは、筋力トレーニングに関しては、26年度、まだ現在、終了はしてありませんが56回、延べ616人の参加、食の匠、栄養の方ですけども、こちらは3回で延べ25人の参加、かむカム教室、これは口腔衛生ですけども、3回で延べ32人の参加、火曜、木曜サロン、88回の実施で述べ580人の参加、転倒予防教室、48回で延べ262人の参加、脳力塾、15回実施で述べ149人の参加、そのほかはつらつ運動ルームの利用者は、1月末合計利用者数が述べ3,293人となっております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。今ほどのをまた見させていただこうと

思います。

あと、近年、企業でも定年が延長になってくるというところで、ああいう筋肉トレーニングの施設については、甲良町はもう昼間で終わっておられるか、夕方で終わっておられるかという形やと思うんやけれども、大体、普通は9時ぐらいまでというものを毎日じゃなくても、週1回とか2回とか、戸締りもあろうと思うので、夜間の勤務の方もおられると思うので、そういう形で夜間も幅広い層に拡大をしていくという考えは今はないんかもわからんけれども、今後ちょっとそういう予防策はどうかという質問なんですけれども、いかがですか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 ご意見ありがとうございます。検討課題とさせていただきます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 続いて、下水道事業についてお伺いいたします。

下水道の面整備というものについては、平成22年度で完了し、現在は維持管理というもので重点が移っておるわけなんですけれども、水洗化率というのが、県の平均というのは90%と聞いていて、それで65.8%ということについては達成度が大幅に低いということで、今後、水道課としてどのようにしていかれるつもりかなということをお聞きをしたいと思います。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 水洗化率の向上をめざすために、現在、私どもが行っているのが補助制度でございまして、水洗化補助という形で生活保護者または低所得者への補助を行っています。また、広報についても年1回から2回行っておるところです。今後の対策ということでは、接続の願いを未接続者に具体的にお願いをするという形をとるかなと考えております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ちょっとお伺いしたいんですけど、独居老人とか費用の関係で、「もう私だけやで、そんなん直すの、お金かかるでやめますわ」という方とか、今、空き家とかで、全然、先の見通しが立たんところもあって、それでまた、下水道ということで不要に汚水枘を入れたりしてあるところも沢山あると思うんですよね。そういうところについてもずっとカウントに入れたら、母数としてね。そりゃ低いわけなので、事実上、ほんとうの形のものでどこまでもっていったらいいんかというのが、今の町の認識ではわからないと思うんです。そこら辺をやっぱり実態に即した係数の取り方で変えてもらわないと、広報活動を幾らやったかて、だめやと思うので、そこをちょっと一遍お聞きします。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 まさに住んでいないとかいうところについて、十分把握をしているという状況ではございません。これから空き家の対策であるとか、そういうものもありますので、それに基づきながらも一度、管理していきたいなと考えていたいと思います。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 是が非でも65.8が、今、何もしなくても上がるんかということを実際調査されまして、その上にやはり目標というのをつくっていかないと、本来の目標にならないと思うので、そこら辺しっかりとやっぱり行政的に見きわめをしていただきたいなと思っています。

続きまして、4番目の不祥事の事項ということについてお伺いしたいと思います。

今年も4月ということで、職員の異動時期が近づきました。去年は、新聞で高額医療の請求漏れというところで、結果的には町民に多大なご迷惑をおかけしたということで、議会でも我々も含めて何でわからなかったんやというお叱りも受けました。今後、このような不祥事をなくすめたにも、当然、課員の教育も含めて改善が必要と思ひまして、昨年、総務民生委員会でお願ひしまして、そのお話の中では、引き継ぎのときについてはある一定のルールづくり、またある一定のチェックというものをしっかりと監督責任側がチェックするということをおっしゃっていただきました。そういうところがやはり、役場の職員さんというのはやっぱり事務のプロやと思うんですね。事務職のプロやさかいに、やっぱり事務が漏れるということについてはなくしていかんとあかんということで、そのような歯どめというか、せっかくあった、逆に言うたらありがたい事象なので、そういうようなところについて歯どめをどうされたのかということについては、やっぱり具体的に改善をここでしっかり押さえとかなんとあかんと思うので、その点をどうされたかということについてお伺ひします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 議員のおっしゃるとおり、今回の不祥事につきましては、原因をたどりますと、やっぱり事務の引き継ぎがきちっとできていない、加えて言いますと、職員がその仕事の内容についてきちっと理解をしていないということも含めてあったかとは思ひます。それをふまえてですが、引き継ぎをまず確実にやるという流れを示していくと、その手順をしっかりとマニュアル化するなりして、ルールにのっとった引き継ぎを行うということは今、考えておひまして、この3月、4月の引き継ぎのときから実行したいと考えておひます。引き継ぎの手順あるいは引き継ぎの期間、引き継ぐ内容に



つきましては、書式をある程度定めて、漏れのないようにするということ。それから、それを定期的にそのことについて確認をするというところまで手順をつくりたいと考えています。手順の概要につきましては、人事異動の内示がございますので、それに基づいて、まずは担当課長が担当者を決めるという作業から入っていくと思うんですけども、まずすぐにそれをやらなければいけないということ。それが、今までまちまちやったので、誰に引き継いだらええのということもあったので、そこをまず最初にきちっとやるということなんです。

それに基づきまして、事務の分担をつくると。それに従って、事務の引き継ぎを担当者間でやるわけですけれども、今までは担当者同士が引き継ぎをしましたという課長への報告という流れやったと思うので、そうじゃなくて、前任者が事務の再確認ということをやりました、課長にそのことを報告して確認をして、じゃそれを引き継げという形にもっていった方がいいかなと。それを引き継いだ後に、間違いなく引き継ぎをしたという流れでまた課長に報告して、全ての自分の所管する課をまとめて総務課に提出すると。総務課はそれをまとめまして、また町長に報告するという流れでいきたいなと思っております。

その引き継ぎの内容につきましても、今までまちまちでしたので、事業の名称や法令根拠あるいは事業費、目的、実施する時期、あるいは事業の現在の状況、課題、改善策等々含めて項目を上げまして、全部記入していくと。それから、その帳簿類についてもどこにどういう書類があるんやということ、別の書庫にあるものも含めて全部羅列するということを考えております。これは、もちろん異動のなかった者についてもその書類をつくって課長に報告をすると、どういう仕事をしているんやということも含めてやると。そうしないと、異動のなかった者についてはそのチェックが漏れてしまいますので、次の引き継ぎのときにまた影響してくるということがあるので、それは異動のなかったものについても同じ作業をするということを考えております。

3点目で、そのチェック、年間通してのということ、最低、年に2回ぐらいは前任者、後任者が引き継いだことがちゃんとできているかということも含めてチェックをやるということをマニュアルにうたいたいと思います。その確認については、また課長に報告をするということをやっていききたいと思います。あと、各課長につきましては、例えば補正の時期であるとかいうタイミング、3カ月に1回程度になると思うんですけども、今やっている仕事が確実にできているかどうかということも含めて確認を行うということもやっていききたいと思います。そのタイミングで、総務課の財政担当の方では、予算を把握しておりますので、その執行状況をみながら担当部署との確

認も行うということをやっていきたいと思います。

それと、年度末といいますか、決算の時期になりますと、最終、予算の執行状況がわかってきますので、それをふまえて再度、各課での点検と財政総務課からの指示、指導ということをやっている、漏れのないような事務事業が行えるようにということでの考えを持っておりまして、今その作業をやっている最中で、早急に職員に周知したいと考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** いろいろ難しい点があろうと思いますが、できるだけ漏れのないように。やっぱり事務というのは、その能力によって力量も分かれていると思うので、それに対してやっぱり給料という対価をもらってはと思っていますので、そういう形を忘れずに、漏れのない仕事に励んでほしいなと思います。

続いて、学校教育の関係に移らせてもらいます。

昨年、県が全国学力調査の結果を受けまして、学ぶ向上滋賀プランを作成されています。中で、重視する6つの視点ということを示されているようですが、具体的な中身はどのような中身なのかというところと、これも4年間で目標を仕上げるというその水準に達するために、中学校なり小学校について、現在どのような中でそのプランに対して甲良としての考え方というもの、完全にまとまっているわけでもないと思うので、まとめつつあると思いますので、その計画についてお教え願いたいというのが1点。実際、日本の中で滋賀県が一番最下位に近いというのはわかっておるわけなんですけれども、滋賀県からしたら、甲良中がどの辺の位置やというものも我々には伝わってこない、やっぱり学校の中でしかわからないので、そういうところについて、基本的にその水準まで合すために、どのようなことを思っておられるのかというのを、今の思いだけで結構なので、よろしくお願いします。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**大橋学校教育課長** まず、学ぶ力を育てる6つの滋賀プランを紹介させていただきます。

まず1つ目が、一人一人の学ぶ力をつけるプラン。2つ目が、生活の中で学ぶ力をつけるプラン。3つ目が、繰り返し努力したことを認め、能力や可能性を引き出すプラン。4つ目が、放課後や家での時間の使い方を考えるプラン。5つ目が、県全体で子どもの力を伸ばすプラン。6つ目、最後ですけども、授業を改善するプランというように、以上6つをプランとして上げているわけなんですけれども、今後、各学校の方に周知されまして、どの項目も非常に大事な内容ですので、それぞれの学校の具体的な計画の中に反映されていくこととなります。

ただ、特に全国学力・学習状況調査を分析した中、あるいは子どもかがやき推進事業という事業をやる中で、学力向上についての分析もしていますので、その中で明らかになってきております、我が甲良町の子どもたちの課題としましては、特に課題意識を持って授業に臨めていないと。つまり、何が書かれているのか、何を問うているのか、どう考えているのか、どうしたら解決するのかといった、言ってみたら主体的な姿勢、その辺に課題がある。あるいは、家庭学習がきちんとできていない。生活習慣の乱れている子どもが多くあって、学習に立ち向かっていくことができないというような課題が出ておりますので、4年というよりは、もう即、それらの課題に対応するというので、今言いました6つのプランの中では、特に繰り返し努力したことを認め、能力や可能性を引き出すプラン、放課後、家での時間の使い方を考えるプラン、そして、授業を改善するプラン、このあたりに特にスポットを当てて重点的に改善していきたいと考えております。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほど教えていただきまして、ありがとうございます。

やはり、先ほども英語教師とかいろんな形で言われとったんですけども、英語というのは将来はグーグルとかでしゃべったら相手にいけるということにもなつてこようと思うんですね。そういう観点からすると、今みたいな主体性、個人の思い、やっぱり努力するというか、例えば、2年の子が1年の学力しかなかったら、そこを2年までもっていくという、主体能力というものを積み重ねていくというのが、今後重要だろうと思います。やっぱりそれはそこにまた学力を通じて生きがいが出てくると思うので、やはりできるだけ甲良中もしくは甲良の小学校に沿った活動で、人生の脱輪が起こらないように。学校の脱輪は少々起こっても別にどうもこうもないと思うんですけど、人生で脱輪が起こらないように、是が非でも教師の方が一丸となつていい方向に進めていただきたいなと思っております。

続きまして、地域おこし協力隊についてお伺いします。

甲良町では、創成会議で2010年から2040年までの若年の女性の減少率が65.5%と、県下でも最も高いと言われております。総務省では、このような地域に対して、地域おこし協力隊への事業の助成をして、初期隊員については、いろいろ新聞とかで言われているわけなんですけれども、勤務地は彦根と、ほんとうに近い、利便性がいいんですけれども、住宅と子育て世帯の支援がまだ甲良町は不足しているん違うかなと発言をされております。これは新聞で僕が見た段階で、ほんとうにそうなんかというのはわからないんですけれども、甲良として1年経過がしまして、今後、やはり取り組んで

いく中で、どういうところが必要なのかということを考えておられるかというのを質問したいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 甲良町は地理的に彦根市なり長浜、大津市、無理をしたら大阪まで勤務できる域にありますし、また自然にも恵まれていますし、平たん地でもあります。住む場所としてはあまり不便はないかなとは思っています。アンケートの結果を見て思いますことは、やっぱり住宅関係と子育て教育環境も含めてですが、それが重要ではないかなとは考えております。住宅関係では、改修、新築、また空き家の除去、これはもちろんですが、まず甲良町の土地利用として、住宅用地と農用地、また店舗用地などのすみ分けを土地利用計画で決めていくのが大事かなとも思っています。

子育て支援につきましては、アンケートを見ますと、あまり不満はないようでありまして、半分弱はまあまあ満足していると、半分は制度を知らないというのがアンケートで出ていますので、まず制度を周知するというところに重きを置きたいと思えます。

あと、教育環境ですが、小学校から大学受験までぐらいに何らかの保護者の負担を軽減するのが必要かなとは思っております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 4月から第2次地域おこし協力隊を受け入れされるわけなんですけれども、1月26日だったと思うんですけれども、見学ツアーを開催されて、3人の方が来られているんですね。その反応はいかがでしたか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 見学ツアーにつきましては、今年度、地域おこし協力隊が窓口になって実施をしてもらいました。まず1回目が、1月26日から27日の1泊2日で、男の人2名と女の人1名が参加されています。2回目が、2月1日から2日で1泊2日で、これも女の人が1名参加されまして、全部で4名参加されています。内容につきましては、この協力隊による甲良町の紹介と、甲良町の現地視察、また、自分らの協力隊の活動内容などを紹介されています。その結果ですが、本年度募集した関係で、この4名の中から3名の応募がありました。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 反応はいかがでしたか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 反応は、好感を持っていただいていますので、反応はよかったと思っています。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 是が非でも多くの方に来てもらって、できるだけ多くの方に定住していただければありがたいなと思っています。

続いて、ふるさと納税について伺いたいと思います。

先日、ふるさと納税の第2弾の推進ということで、12月議会に説明があったと思います。この2月に自慢の甲良米を送るコースを再開したと言われていまして、新聞にそれも米の在庫の底が尽きて、2週間で締め切ったとされているのはほんとうに残念やということも書かれていました。当然、新米が過ぎまして、これからやっぱり本格的に米の需要が伸びる時期と考えられます。今現在、お米は締め切ったということで、何人で締め切ったのかということと、寄付がどれぐらいあったのかということのをちょっと伺いたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** まず、お米の方は締め切っておりません。第2弾のお米については、現在も終了しておりません。在庫は、第2弾は15トンで、1万円分の寄付で15キロのお米で、1,000人分を用意しております。2月20日現在で、第2弾のお米の入金額ですが、1万円が67人、2万円が29人で、まだ在庫の方はあります。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** まだ、ものはあるということで。去年はもうきぬひかり1本でやられたんですけども、それに対するとやっぱり品物がそろってこないということになりますし、今年これから植えつけがされるだろうと思います。やはり、地元の甲良米というのをそういう形で消費してもらおうということについては有効やと思いますので、地元の営農組合、また法人、また地域の農協というのをしっかりすり合わせをして、初めからこれぐらいを大体という形で確保というか、すり合わせをして、それをまたJAに出してもらって、JAがコントロールするという形を構築していただければ、十分に寄付ぐらいの米は消費できるん違うかなと思いますので、是が非でもよろしく願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、滞納の関係についてお伺いしたいと思っています。

去年の決算の会議で、上野、木村監査委員より、税金および使用料に対する意見書、それが議会で報告をされております。その中で、僕がちょっと注目をしたのは住宅使用料とか給食費の滞納が増えていっている。特に、給食費がだんだん増えていっている。これについては、やっぱり公正、公平性というものをやっぱり担保していないん違うかなと思います。その中で言われているように、納期限にちゃんと納付してもらおうことを推進して、悪質と

いかそういう滞納者については、やっぱりきっちりした整理を執行していかないと、ずるずるなっていくんじゃないかなと思います。26年度ももう終わりに近づいてくると思うので、去年の決算議会が9月議会で終わって、その後、活動をいろいろされていると思うので、その状況についてはどんな状況だったかお答え願えればありがたいと思います。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今、阪東議員さんがおっしゃった、税ということではなくて、住宅使用料とか、あと給食費等の滞納問題が大きくなっている状況という中で、対策はどうしているんやという話かなと思いますが、甲良町で今、甲良町徴収対策推進本部というのを立ち上げさせてもらいまして、町の全ての債権の管理を適正化していこうということで進めさせていただいております。課題としましては、今、申し上げましたように、滞納がますます厳しい経済の中で、なかなか減っていかないという状況があると。そして、滞納が重なるほど収納がだんだん困難になっている状況があります。ですから、滞納になる前、あるいは滞納の初期の中で適正に対応する必要があるんじゃないかなというように考えております。

町の債権がどれだけあるかというか、16債権ございます。その中で、公債権といわれるものと私債権というこの2つがございます。公債権は10債権ございまして、私債権が6ということになっています。ちなみに、公債権では当然、町民税なり固定資産税、軽自動車税、あとは介護保険料、そして後期保険料とか下水道の使用料、そして下水道の分担金等が公債権というところに当たります。そして、私債権でいいますと、公営住宅の使用料なり新築資金、そして、今おっしゃっていただいた給食費等が私債権というところに当たってきます。それで、公債権というのは地方税法を根拠にするものでございまして、強制徴収、ですから町が強制的に徴収することが可能なのが公債権というところになってきまして、私債権は民法上の関係になっていますので、これは契約関係となってきました、町が強制徴収はできない、裁判所に提訴しなければそういう強制徴収はできないということになってきております。

その中で、公債権の徴収の流れとしましては、当然、納入の通知をまずすると。そして、その中で収納がない場合は督促状を送る。それでも収納がない場合は、催告書を送ると。それでも収納がないという場合には、財産調査を実施して、財産があれば滞納処分という形になる。なければ、執行停止で落とすというような形で法に基づいてやるということが明記されているということになります。

私債権の徴収の流れは、納付の通知、ここは同じでございます。これでも

入らない場合は督促、それでも入らない場合は催告と、ここまでは同じわけでございますが、先ほど申しましたように、私債権については民法上になりますので、強制徴収はできませんので、ここから裁判所に提訴して滞納処分をするというところで完結ということには法的にはなってくるというところでございますが、税務の部分については公債権になりますから、そこまで徴収を強制的にやっていくというところでございますが、その中でほかの公債権につきましては、督促、そして督促手数料を徴収するというところまでできていなかった部分がありましたので、この26年度につきましては、まずは督促をする、そして手数料を取るものは取るということで、おおむね実施はできているという状況でございますが、一部まだこの法的な手続きの執行ができていない部分が一部あるということになっています。これは、何かというシステム的にそういう対応ができていない部分がありますので、ちょうどこの27年度にクラウド化ということで、システム構築をやっているところでございますので、そういう手続きができていないシステムについては、この27年度で構築をするというところで対応をするように、業者等にも言っておりますので、27年度には督促なり、延滞金の部分の計算もできるようになりますので、27年度に向けてそういうところは進めているというところでございます。

ただ、一番問題になってくる今後の大きな課題というのは、財産調査なり、滞納処分というのが税以外のところでできるのかどうかというところに向けて、現実問題としては、体制としては今はそういう体制にはなり得ていないという状況があります。そして、職員のスキルというか、能力的にもそこまでは至っていないというところがございますので、そこは税の部分である程度のノウハウが蓄積されていますので、そこは税と協力しながら今後その職員のスキルアップを進めていくというようなことで考えているところがございます。

そして、税で言いますと、今度は湖東地域で税の徴収事務の共同化というところを進めております。これは、彦根市役所の横に湖東納税課というのがございます。そこで、愛荘町、豊郷町、多賀町、甲良町の税の職員がそこで一堂に寄って、共同で町税と県税を徴収するというところで、徴収の縮減を図っていこうというところで協議を進めているというところがございます。

以上でございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほどお答え願いまして、徴収に力量も要するというのもあったんですけども、今ほどの答えであると、前回のままと全く変わっていないなという意識があって、若干プラスアルファ、クラウドとか、システム的に

クラウドするとどう出てくるんやというのは今後の課題やと思うんですけども、あとは一元化してもなかなかそこまでまず大変と違うかなと思っております。

やっぱり雇用が厳しい中で、格差社会というのはますます出でくると思うんです。そういう中で、やはりほんとうにこの支払いが正当に払えんのかというところもあると思うんです、家庭によっては。そこはほんとうに家庭によって払える部分もあるし、それはある程度は把握しとかなないと、来てもらってでも把握はしておかないとあかんと思うので、やっぱりそれについては町としてもその相手について十分に把握しとかなとあかんと思います。

前回、豊郷町の議会、私が議員になる前に一般質問で言われた、これは生活保護は全く関係ないんですけども、それに言及をされとって、生活保護を受けている方が、犬を飼っておられますと、大きい犬か小っちゃい犬かわからんけど、犬を飼っておられたと。そしたら、一般の人が我々の税金で犬の生活まで払ってるんかということもあれに書いておかれました。そういう中では、公平性の意味を言うておられると僕は思うんです。やっぱり権利もあれば、義務も果たしてやっぱりできると思うので、そういうことについても対応の方をそういう方にはしてもらいたいなと思うので、すぐに解決できる問題じゃないと思うんですけども、その担当の方にはいろいろしんどい面もあると思いますけれども、頑張っってその徴収のアップをやっていただきたいなと思っております。いろいろ大変ですけども、頑張っってやっていただきたいと思います。

これにて私の質問は終わります。ありがとうございます。

○建部議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

続いて、5番 濱野議員の一般質問を許します。

濱野議員。

○濱野議員 それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、早速、一般質問の方に入らせていただきたいと思います。

私の方はまず最初に防災センターの是非を問うという部分でお尋ねをしていきたいと思います。

ちょうど1年前の3月議会に防災センターの経過について、私は初めて議案書を見て、事実を知りました。その年度に実施計画の予算までが計上されておりました。私自身まだまだ実も熟していないという部分があるように思っております。そういう意味も含めまして、昨年ちょうど1年前も防災センターのことについて、経過について質問をさせていただいたところがございます。そうした中、当時の担当課長もかわられて、昨年12月議会で中川総務課長の方の説明の中では、今、基本設計をしているところであるとい



うようなことで、またほとんどが防災センターの機能を持った建物であるというように話をされておりました。今現在、町としてどこまで基本計画が進んでいるのか、また、規模や中身、予算等々について今現在でわかる範囲の説明をお願いをいたしたいと思えます。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 防災センターの基本計画についてですが、まず基本設計について、この3月中には基本設計といいますか、たたき台みたいな感じのものができてくるということで、ヤスザワ建築設計さんの方をお願いをしているという状況でございます。

規模的なものも含めまして、12月議会でも多少答弁させてもらっていると思うんですが、その辺の基本は変わっておりません。おおむね2階建ての1,500か600平米で、基本は防災センターということで、いわゆる役場の庁舎機能というのはほぼ持たさない。必要のある部署については、そこに入っていくということで、防災担当であるとか、防災関係の両輪であります建設水道課であるとかいう部分については、ブロックづくりの建屋の老朽化、耐震の問題も含めまして、そちらの方に移っていくということで、役場本体の移動については考えておりません。

費用的なことは、その面積の規模に対して建築単価の高騰とか、消費税のアップも見込まれますので、考えますと、掛ける平米30万前後は要るのかなというような予測はしております。財源につきましては、起債ということで考えておまして、全部が起債にならない可能性もあります。入る事務所の事務の内容によっては、例えばその1室の10平米はだめよというようなこともあるかもしれませんが、ほぼ9割程度はその感じでいけると思っております。その起債に対しましては、交付税で70%の措置があるということになりますので、おおむねですけれど、財源的には全体事業費の6割程度は交付税で返ってくるんちゃうかなという計算をしております。今のところは以上のような感じです。

基本設計の中でどういう部屋をつくるんやということも含めて、ある程度は業者さんの方には一応、指示をさせていただいているところです。

以上です。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 少し大体のことがわかりました。ちょうど1年前に私が質問させていただいたとき、当時、大橋課長でございまして、役場庁舎がちょうど45年たって、あと数年もすると耐用年数がくるということで、防災センターと役場の機能を併設するというような、例えば議場も中にはできる可能性もあるとかいう答弁をされておりました。当時は、RCの3階建てで予算も6

億か9億ぐらいかかるであろうというような話でございました。当然、町長の肝いりの政策というようなことで、このような発案がされたんだなと私は思っているんですが、ちょうど計画のスタートの段階で、そのような話で、1年たてばほとんどが防災機能だけの建物になったと、床面積も変わったと、階数も3階から2階に変わっていると。どういった経緯で変わったのか、わかる範囲で結構でございますので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 私も何年か前はそういう話を聞いておりまして、ほんまにやるんかいなという思いがあったんですけども、現実として役場庁舎をやる場合には、財源はどこにもございません。全部、町の一般財源ということになりますので、とてもじゃないけどそれは無理やということもございます。それから、役場庁舎につきましては、後の話になるかもしれませんが、現在の庁舎をどう活用していくんやということも含めて検討する必要もあると思いますので、現在の町の身の丈に合ったということで、防災センターは震災以後必要であるということをおまえて、防災センターをメインで整備するという事になってきております。

以上です。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 そこで、3番目の必要性についてという部分。ないよりあった方がいい、それはよくわかるんですが、ちょっと4点ほどそういった部分でお尋ねをいたしたいと思います。

甲良町のような小さな規模の町で、大きさはともかくとしながらですが、近隣の市町でこのような防災センターをお持ちの町は近隣に幾つぐらいあるのか。それと、中長期的な甲良町の人口、考えてみますと、果たして今どうしても必要なのかなと、そういう人口面からの必要性について。また、ほんとうに急を要するような建物なのかというのが1点。それと、新総合発展計画の中にも防災センターの、極めて重要なことが明記されていない。そういった中で計画をされているということで、以上4点、お尋ねをいたしたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 4点。近隣の施設、人口減少に関することと新総合計画と、申しわけない、もう1点は何ですか。

○濱野議員 ほんとうに急を要するのか。

○中川総務課長 近隣では、犬上郡の中ではございません。一番近いところと言いますと竜王町になります。規模は全然違いますが、東近江市あるいは長浜市、新庁舎を建設されましたけど、その3階当たりのフロア全部が防災関

係のセンターになっているということで、大小規模は違いますけれど、それなりに整備をされつつあるという状況とは認識しております。

人口減少、人が減っていくのに云々の話ですが、防災に関しては人が少ないから、多いからというのはあまり関係ないと思いますので、これは東北震災の関係以後、防災拠点ということで言われておりますし、関連して新総合計画にはそれはまだうたわれていないんですが、現在、甲良町では例えば、地震というよりも台風は毎年来ますので、そのたびに職員が集まる、集まってきたても、職員がきちっと集まって検討する、話をする場所もないという状況にありますので、そういうことをふまえますと、急を要するののかということもふまえて、甲良町にはやっぱり何がしかのそういう防災の拠点が必要という考えで進めさせていただいております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 それでは、次、防災センターとはちょっとかけ離れる話になるかなとも思いますが、私が思っているのは、今、防災センターを建てるといって1本絞りで物事が進んでいるように思うんですね。今ほんとうに甲良町の建物とかいろんな施設いろんな課題、沢山あるかと思えます。そういったことも含めまして、今どうしても例えば西側の倉庫が古いからたちまち建て直さなあかんとか、こういうものを入れるためにそういう倉庫的な施設がないとか、例えば今の耐震に見合わないから建設水道課は潰さなあかん。じゃ、その建設水道課はどこに行くんだという部分も含めて、防災センターがもし要るようでしたら、その辺も含めていろんな角度からの計画が私は必要でないかなと思っております。

そういった部分で、例えばこの庁舎について、先月でしたか課長の了解を得まして、以前、耐震診断をされておられる資料をちょっとお借りしました。私なりにいろいろと判断をさせていただきました。いろんな指数が載っております。そうした中で、当然、この今の建物は鉄筋コンクリート、RCの2階建てで、俗にいうラーメン構造というて、特に強い構造の建物でございます。しかし、築はかなりたっております。そういった中で、例えばコンクリートの劣化率であるとか、難しい話をしてもわかりませんが、いろんな指数を見る限りでは、かなりまだまだ建物自体は主要構造物は丈夫でございます。最後の判断にもございますが、構造上、大きな問題になる箇所はなかった、耐震性も満足をしていると、フレームの方も耐震性は満足をしているという結果が出ております。

そこで、この建物を利用しながら、たちまち甲良町でどうしても必要を感じるところ防災センターもそうかもわかりませんが、たちまちこの庁舎もかなり古うございます。そういった部分を含めて、まずこの建物は将来残すの

か、残さないのかお尋ねをしたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 残すか残さないかは、まだ決まっておられません。ただ、これも12月のときに若干答弁させていただきましたが、次とちょっと関係するかもしれませんが、公共施設の延命化利用というのは、国の方では言われておまして、既存施設の有効利用であるとか、補修をメインにこれから維持管理をしていくという方向が出ております。それについての財源がひよっとしたらあるかもしれません。ちょっとまだそこまで明確になっておりませんが、町の方でも27年、28年度あたりにそこら辺の役場本体に限らずですけど、公共施設の延命化あるいは利用のあり方について検討をしていって、個別の利用計画を立てる、その中で対応していきたいとは考えております。

庁舎の耐震については、おっしゃるとおりクリアしておりますし、ただ築後45年たっているということもあって、かなり古いです。明日になるんですが、西川議員の質問にもありますが、壁が落ちてきて危ないとかいろんなことも含めて、このままでええのかということもあるんですけど、今のところはこれをどうするかということまではいっていませんが、少なくとも何年か先にはその結論を出していって対応していく必要はあるとは考えております。

いろいろな角度でということ、今おっしゃられました西側の木造の倉庫であるとか、あれもかなり老朽していますので、潰す必要もありますし、そのブロックづくりのやつも含めて壊していって、それにかわるものは必要かとは考えていますが、今のところ、それも含めまして今のその防災センターの防災の関係での国からの交付金なりを利用するのが一番ベストじゃないかということ、をふまえて、防災センターという形で老朽化している部分もできるだけそっちへ持っていくということは考えておりますが、役場本庁舎をというところまでは今は考えておりません。そういう意味では、全体を見渡した中での財源も含めて、それが一番、今の選択肢としてはいいんじゃないかという方向で考えております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 この庁舎の延命化を考えたときに、今、国や県の方から何らかの補助金というのは何かあるのでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 今のところございません。例えば、この建物が耐震を満たしていないという条件がつけば、そういう方向での何がしかはあるとは思いますが、残念ながらという言い方も変ですけど、今、国から役場本庁舎を建て直す場合のもらえるお金はどこにもございませんので、そのことを考えま

すと、役場庁舎をどうのこうのというのは、今のところは難しいかなとは考えていますが、先ほど言いました公共施設の延命化に伴いまして、今後、国がどういう施策を出してくるかわかりませんが、それに備えての準備は必要かなとは考えています。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 わかりました。1つは、先ほども言いましたが、若干の費用はかかるかわかりませんが、防災センターは基本計画をされている、それはそれでひとつとしながら、例えば、この庁舎一部改修をしながら、そして、その部分に例えば建設水道課が入る部分やら倉庫の部分やら、そういうようなものをちょっと増築なり、ちょっと渡り廊下でつないだプランであるとか、あと一部、防災センターの機能を持ったものだとか、何点かいろいろな、今この庁舎内で抱えている、どうしても必要なものとか、将来的なことも考えて、何点かの計画を立てていただきたいんですが、その辺はどうですか。防災センターオンリーだけの計画じゃなしに、防災センターを仮にされるなら、防災センターと、あと一部、今言うてる倉庫がないとか、これが要るとか、例えば中長期的なプランで、こういう順番でやっていきましようとか、そういうプランをつくっていただきたいんですが、その辺はどうでございますか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 先ほど言いましたように、そのあたりもふまえて、防災センターという位置づけで、備蓄でありますとか、倉庫でありますとかいうことも含めて、その位置づけでやる方が交付金の率がいいと。それ以外の方法によりますと、もう一般財源しかないということで、町の負担もかえった大きくなるんちゃうかなということがございますので、今、考えている方向でやらせていただきたいとは考えております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 できるだけ幾つかの今、抱えている問題をちょっとプラン化していただいて、これをしたら幾らぐらいかかるだろうとか、最後に住民合意という部分に入りますが、そういった幾つかのプランを考えて、じゃこれをやるんやったら幾らぐらいかかるよとか、こうした場合には幾らぐらいかかるよとか、とりあえず皆さんに説明できるようなものをまずは作り上げていただいて、それから町民の皆さんの意見を聞きながら、我々の町、ほんとうに人口減少がこれからどんどん進んでいくと思います。果たしてそのような公共施設を、ないよりあった方がいい、誰でも思うんですが、財源も厳しゅうございます。そういった中で、進めていこうというのは当然、最終的には住民の方々のしっかりとしたご意見をいただいて、ゴーサインをいただいて

やっていっていただきたいと要望して、次の問題に入らせていただきたいと思ひます。

続きまして、空き家対策についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

昨年、空き家対策特別措置法で、市町村に権限が与えられたという法律が決まったわけでごひます。ほんとうに全国で空き家が820万戸ですか、かなり相当な数、住宅数の大体13.5%が空き家であるとも言われております。私は前回の一般質問でもさせていだきましたが、倒壊のおそれや衛生面でほんとうに有害であるとか、著しく景観を損なうとか、そういった建物が甲良町内でも沢山でてきているのが現状でごひます。

そうした特定空き家という部分に対して、これから町としてもしっかり課題として捉まえていかなあかんと思ひてごひます。そういった中で、今、行政の方としては、前回、一般質問でお願いしたと思ひんですが、できら各字で調査をしていだいて、どの程度あるかという部分から調べていだきたいとお願いをしておきました。その辺は今現在、どのようになつてごひますか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 空き家の対策の関係ですが、空き家対策には2つありまして、1つは空き家バンク関係みたいなものと、もう一つは、今言われた危険空き家対応のことがあります。まちづくり協議会の方で、区長さんが集まっておられましたので、ざつとで結構ですが、どれぐらいあるかというような話も聞きまして、1字10戸以上あるというので13カ字ぐらいはあるという話は聞いたんですが、空き家バンクの方は日野の方にちょっと研修に行って対応方法を考えたんですが、この危険空き家については、とりあえず危険空き家の定義を決めて、こういうもんが危険空き家やというのを決めまして、補正予算でもお願いしているんですけど、除去の費用もお願いしているので、その予算が通りましたら、この要綱をつくつて、4月にまちづくり協議会がまた開催されますので、こういう定義の空き家に除却費が出ますのでということで、住民の方に周知していだいて、なおかつ該当空き家がどんだけあるのかというのを報告していだこうかなとは思ひておりまして、今ちょっと産業課の方で準備は進めさせていだいている状況であります。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** 順次そのような形で進めていっていただけるというものとしておきます。今ほど課長の方からもお話がごひましたが、各字の現状等、地域の方と十分話し合いをしていだいて、これからほんとうにどんどん空き家が増えてくると思ひます。ほんとうに町の重要な施策の1つになろうかと思ひますので、ぜひぜひそういったことで、たちまち危険を要するようなどこ

ろの除却をできるだけ早く進めていただきたくようお願い申し上げます。

続きまして、3番目の入札のあり方という部分の方に入らせていただきたいと思います。

以前にも、私は何度か入札に関して一般質問させていただいております。今、甲良町はほとんどの入札が一般競争入札をされております。果たして人口減少による地域経済の疲弊を改善する、また地域資金の循環、地域経済の活性化という部分を視点にすると、ほんとうに一般競争入札がこの町に適しているのかなとも私は思っております。その辺、ほんとうにこの町で一般競争入札、特に細かい物件でしていることのあり方について、ほんとうに適しているのが1点と、それと極めて甲良町は建築工事、土木工事が極めて少のうございます。しかし、業者の数はほんとうに県下一、人口比率から見ましてもかなりの業者が、ご存じのとおりでございます。そういった部分もふまえて、町としてほんとうにずっと一般競争入札を取り入れられているという部分は、何の目的があるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思っております。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 一般競争入札の導入については、昨年の26年3月議会でも質問をされていまして、その必要性につきましては、町長答弁の中にもありますが、小さな金額はなるべくこの地元の業者さんが入れるようにということで、条件付きの一般競争入札をさせていただいております。

あと、甲良町に合った制度かという話ですが、建築業さんはランクがあるんですけど、26年度で一番多いのが、建築業者さんの場合ですと、町内4者、準町内がゼロ、県内7、県内ゼロで、大体11者でございます。そこで、エントリーをしていただくというようなことです。その部分だけを見ると少ないように思いますが、舗装工事などの場合は業者も多いので、26年度見ますと、1回の入札で18者参加されていますし、土木業者におきましては、12者から13者がエントリーされていますので、制度的には問題ないかなとは思っております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 それでは、2番目の前に、道の駅のある一部の施設についての入札がございまして。それについてちょっとお尋ねをいたしたいと思っております。

今年の1月16日付で道の駅の施設の入札が執行されております。ちょうど1年前は、イベント広場の上屋工事として入札を執行され、それが不調に終わっております。それも参加者は1者だけでございました。また、1年たって、今度は会議室の新築工事として入札が執行されております。なぜ建物

の用途が変わった入札が執行されたのか。また、いつどこでこのような形で変わったのか。議会等の承認というか、議会に報告、私は全然受けておりませんが、そのような報告はなぜなかったのか、その辺をお尋ねをいたしたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 施設の使用目的が変わったわけではありません。観光協会を含めて、そこで甲良町の観光の拠点という形で道の駅に整備をしていくということでの施設整備ということで、当初からそれでいっているんですが、名称を使う場合、観光協会どうのこうのという名前がちょっと、工事の名前では使えないという条件が出てきましたので、便宜的に今、せせらぎの里の会議室にさせていただいています。もちろん、観光協会も含めて、その場所を使って生産者さんとの話し合いの場であったりとかということには利用させていただきますけれども、そういう経緯があって、工事の名称は変わっておりますが、利用する目的としては変わっていないということで、そのときちょっと報告ができていませんでした。申しわけありませんが、そういう経過がございます。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** もともとはイベントに使うための上屋の工事ということで、前回、議会の方では報告がございましたが。

○**建部議長** 町長。

○**北川町長** 濱野議員がおっしゃるとおりで、イベントにも使うということを前提で、その中にそういう会議室も設けると、そして、観光協会のパンフやらを置く、そういう場所もつくるという内容で去年は設計をさせていただいておりました。しかし、当初に、昨年組んでおった予算に対して、設計額があまりにも高過ぎて、いろいろと問題が生じ、訂正を何回もさせていただきながら取り組んでおりましたが、金額的に最終的には合わないというようなことで不調に終わるといこともございました。したがって、その件については、目的は今も同じなんですけど、ちょっと角度を変えた形で、予算の範囲の中で全てが賄えるような内容に変更させていただいて、26年度は再度、設計をして今日に至っているというような経緯であります。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** わかりました。それでは、対象の業者が先ほど企画監理課長から十何者あるとかいうことをおっしゃいましたが、1年前にあった入札の執行も1者、また、今年の1月付であった入札も1者しか参加者がございませんでした。当然、一般競争入札のもともとの狙いは、公正、公平に広く多くの方に参加をしていただいて、適正な価格で仕事をとっていただいてやってい



ただくというのが大きな目的かなと思います。その辺も含めて、前回も1者、なぜ1者だったかというようなことでお尋ねしたんですが、1年たってまた入札を執行しても、1者だけの入札であったという部分。その辺について、企画監理課として、ほんとうにどのような改善方法を今まで何か取り組んで  
はるのか、ちょっともし何かあったら言ってください。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** まず、今回の1者の件ですが、結果としては1者だけでしたが、もう1者の方が申請忘れをしていたというような連絡がありました。当然、ルールなので、1者でということになりました。その平成26年度の建築を見ても、先ほど言いましたように、対象自体がもう11者しかないということで、5月のときは1者でしたし、6月のときは3者エントリーされています。6月の同じ日に2つありましたので、3者で、今回1者ということで、複数でされていますし、町の方としては、告示日を10日とか25日にしますよと年度初めにホームページで出されているので、当然、参加する意思のあるところは、それを見てくれるとうちは思っていますので、それを見て、その条件、自分がエントリーするかせんかは決めていただいておりますので、制度的には問題ないかなとは考えております。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** ホームページに出ているからというようなお答えでございましたが、現実問題、そうそうしょっちゅう仕事のある町でもございませんし、おそらくほとんどの業者さんがチェックは怠っておられると思いますわ。今、聞くと、10者余りの業者でございまして、一般競争入札にするとなかなか連絡がしにくい部分があるかもわかりませんが、その辺を地域の業者さん、また近隣の業者さんに案内なりできるような形での情報提供をまずはしていただけるように、また努力をしていただきたいとお願いをいたしておきます。

それと、1年前に入札が執行されました。不調に終わりました。そのときの入札調書に、この入札は予定価格は幾らでしという金額が書かれてあるんですね。普通は、不調になったら、一部設計変更するなり、業者の入れかえをするなり、少し内容だけ変えて、予算も決まっていることだから、大きな金額の違いはできませんが、これ不調になって、なぜこの予定価格をここに発表しちゃったんですか。答えを教えているのと一緒ですやん。次またあった入札のときは、今の町の予算はこんだけでしたよということなんですよ。その辺どうですか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 結果として、不調にはなったんですが、その入札執行自体は有効ですので、その結果が不調であったと、それで予定価格が出ていま

す。仮に、決まっても、その決まった金額と予定価格を公表していますので、たまたま不調で予定価格はそのルールに基づいて公表しております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 普通、不調に終わったら、予定価格みたいなもん発表しませんわ、県でも、どこの工事でも。答えを教えていると一緒にですやん。町の予算はこんだけしかなかったんやでと。結果、今年の1月に入札が執行されました。おそらく結果は当然知ってはりますけども。この発表された金額が、落札金額が1,232万8,000円、それで、今年の1月に落札されたのが、1,232万5,000円。3,000円だけ切って、落札がされたんですね。業者としては、仕事の中身がどう変わろうと、町の予算はおそらく前回の入札調書のこれがおおよそ予算の天であろうということは、おそらく察知ができると思いますね。それで、3,000円だけ切って、これ1者の入札で落札がされたんですね。けど、甲良町の場合、1者でも事前審査もごさいますわね。行政側にとったら、今度の入札、1者しかいてんなというのが、当日じゃなしに、何日か前からこの入札は1者しかいてへんのわかってあるでしょうね。その辺で、ほんとうにこの一般競争入札で執行されている、1者。仮に我々もそういう情報で、うちしかいてへんねやなどかなったら、前回の予算こんだけやったなど、いろんな札を持って、業者としては来ますわ。その辺、予定価格を発表した、また次も同じ業者さんが1年たって、1者ずつ参加されているんです。それで、行政が発表した金額から3,000円違いで落札されているんですわ。これが、今言うてるように、官製談合があったとか、業者間談合があったとか、1者やからそんなないですけども、そんなことを言うてるんじゃないんですわ。ただ、行政のやり方として、そうやって予定価格を不調で発表した、なおかつ、事前審査もやりながら1者しかいてないのわかりながら入札を執行する。そこは、逆に言うたら、一般競争入札にしてあるがゆえに、そのようなことが起きてきたんじゃないかなと私は思うんですわ。地域の業者に案内さえ出せば、情報がキャッチできていないのがみんなそうですわ。そんな入札知らんかったいうて、おそらく10人中9人ぐらいはそんな話なんですわ。こういう小さな町ですので、まして小さなこんな入札に関しては、やっぱり指名競争入札を私はぜひしていただきたいと思うんですが、改めて1年前と1月に執行された入札、違法性はなかったか、その辺をお尋ねします。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 違法性はないとは思っております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 私もいろんな市町やら県の入札に、当然このような仕事をしてい

ますので、参加をさせていただいております。こんな形での入札執行をされている町はほとんどないです。もう少しやっぱり現状を把握していただいて、ほんとうに地域の業者へしっかりと思いやりを持っていただいて、今後ぜひ適正な入札を執行できるように真剣になって一遍考えてください。こんなことをしていたら、ほんまに。建設業者はみんな見えていますよ、これ結果。甲良町、入札何してんねや、毎回1者で、これ何なんやというような話ですわ。情報キャッチができていないのが一番です。その辺を強く要望して、次の質問に入らせていただきたいと思います。

3番目に、私、水道料金の過料処分取消請求の裁判についてお尋ねをいたしたいと思います。

今年の2月3日、前議員でございました山田議員に対する過料処分の取り消しを求めた裁判結果が出ました。町が約1,544万の過料を請求いたしておりました。司法の判決は、約10分の1の146万というようなことで、ほんとうに日本の裁判所が行政の処分をほぼ取り消すことがないという中で、驚くような結果が出たと思います。そのことに対して、行政の方の判断は、どのような判断をされているのか、まずはお聞きをいたしたいと思います。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 水道過料処分の取消請求事件でございますが、大津地方裁判所におきまして、平成27年2月3日に判決が出ました。過料処分が146万6,250円を超える部分を取り消しとなりまして、2月20日付で処分が決定したところでございます。今回の裁判の争点といたしましては、判決の中にもありますが、3つあります。

1つは、徴収を免れた金額の基礎となる期間。また2つ目に、徴収を免れた金額の前提となる1日当たりの使用水量の5立方メートル。また3つ目に、徴収を免れた金額の5倍に相当する額を科すことが裁量の逸脱、乱用であるかというようなこととございました。この3つの争点のうち、法令解釈の部分、基礎となる期間が2年であるということ以外の1日使用水量、また掛け率の5倍といった裁量権につきましては、町の主張が全面的に認められた判決であったと感じております。

原告に対しましては、判決の中でも隠ぺいを指摘されたり、不正取水を認容していたことで判決として認めているということによりまして、原告の控訴をされるのかと思っていた次第でございます。

以上です。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 私もこの裁判結果の資料を前山田議員から見せていただいております。はっきりとその1,544万から146万でしたか、差し引いた金額

の1, 400万に対しては違法であると、はっきりと裁判所が言っております。違法なことをした行政、その責任はどうなんですか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 違法なことと判決の中には書いて当然あります。今言いましたように、原告に対しても当然隠ぺいなり、不正取水の認容、判決の中でも書かれておられます。行政としての立場といたしましては、給水条例の40条で法的判断をしたものでございますので、違法性は感じておりませんでした。ですので、法の解釈の違いというような部分でのみ感じておりまして、違法という部分については感じていません。

以上です。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** じゃ、司法の判断というのは、どのように感じておられますか。司法、司法が判断を下しているんですよ。あんたはそう思うても、三権分立で司法が、行政のしたことは、この1, 400万に対しては違法だったと言うてるんですよ。こんなおかしいとか、見解が違うとかそんな話やないですよ、答えが出たんですよ。法に反したことしたんですよ、1, 400万、行政としては。その責任をどうするんですかと私は問うてるんです。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 確かに、違法とはっきりとは書かれております。違法なことをしたのが行政やと言われましても、実際にかけておりますのは、1, 400万という金額をかけております。この責任はという話ではございますが、それは判決に伴いまして、粛々と執行していくと感じておりまして、進めていきたいと思っております。

以上です。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** 引き続き、またちょっと角度を変えて質問をさせていただきたいと思っております。

私は続いて、議会に対する説明責任という部分で、以前、過料請求の金額に対して、臨時議会が開催されました。ほんとうにいろんな議論が出ておりました。少しの差で否決がされました。不法行為をしたんだから当然だ、また、告発したものの何ら結果が出ていない、まだその時点で過料を決めて請求するのはおかしい等々の話が出てあったように記憶をいたしております。

今とすれば、ほんとうにこれ間違った金額に対して議会で議論をしているわけですわ。その臨時議会の最後に、建部議長の方からほんとうに本日の議会は、議員の良識が問われる議会だと、否決されたもんやでね。結果、否決になりました。残念な結果になったと、反対した議員は、これ何か良識のな

い議員が判断したことが、これ、良識なかったんは行政やないんですか、これ。間違ったこんな金額を臨時議会をわざわざ開いてまで、結果が出ていないのにね。私はきのう、全協でも一番目に私は何らかの形で報告とか、議会に対して謝罪とか何かあると思うてました。全くそういうこともございませんでした。その辺、議会に対してどのような説明責任を果たしてくれはるんですか、これ。私は良識ないとまで言われているんですよ。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 良識のないとかいうことにつきましては、ちょっとこの場では控えますけども、全協の最中に前にでも報告ということでございましたが、一応、町の判断としては町を訴えられて、判決が出て、確定したというようなことを受けての処分をこれからということですので、全協の中で説明させてもらうということは、特に考えなかったというのが現状でございます。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** 全く事の重大さを認識されていないなと思っております。

続きまして、3番目で、この裁判所の結果を見させていただきますと、もう実名で言いますが、丸山プロパンさんが前山田議員とこの盗水の工事を協力のもとでやったと、明らかに裁判でされております。そのことに対して、いろんなとんでもない話がいっぱい出てきております。私も直接、丸山さんから「私がしたんだ」と聞きました。行政側は、山田議員の告発をしたときに、町長室に呼び出されて、その録音を証拠として、山田壽一に道具を貸したんだ、全てしたんだというような証言をつけてどうも出しておかれるようでございます。そうした中で、町長室でどのような話があったのかわかりませんが、以前、臨時議会で丸山光雄議員の方から、丸山プロパンさんの家に行ったと、実は私がパイプをつないだと、山田議員の宿舎には大阪の人夫が沢山いると。人夫がやったという形でいきますねというようなことで、丸山プロパンさんと丸山議員の中で話ができておるような会話が議事録に残っております。そして、一度、西澤議員に会わせてくれというようなことで、そして、丸山議員と在士の西澤さん宅へ行ったと、その中でいろんな話をしたということになってございます。ほんとうに一部の議員の方とその丸山プロパンさんが、はっきりともうこの工事はやったというて裁判所でも明確になったんですね。まさか町長室で私がやりました、しかし、穏便に済ませてくださいとかそんなこと言われるわけでもございませんわ。何か一部の議員とか行政の方で何か捏造されるような話が、丸山プロパンさんとあったんとかちゃんかなと思うんですわ。その辺どうですか、わかる範囲で結構ですわ。おそらく課長に聞いても、この場にははったらわかるやろうけども。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 先ほどの町長室に丸山プロパンさんと呼んでということは、この間の盗水疑惑の特別委員会の中でも話させていただきました。当然、行政としては丸山プロパンさんからは直接話を聞いたのは、特別委員会で述べたとおり、大阪の人夫さんがしよったということをおっしゃると、特別委員会でも言うたとおりです。でしたので、その後、平成24年の臨時議会やったと思いますけども、その中でそういうふうな人のせいにしたらいがなとかいう話もありましたけども、それ以後は、行政としては丸山プロパンさんとは接触もできないというか、しておりませんのが現状です。

以上です。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 山田太一さんと丸山善七さん、2人によって盗水のバイパス工事はやられております。いろんな資料にも、裁判所の結果も全てそのようになっております。町としては、そういうことが万一、知らなかったとしたら、丸山さん、おそらく水道の公認店にはなっておられないと思いますが、プロパン等々、行政に納入をされていると思います。そういったことも含めて、即刻、丸山プロパンさんの処分を私はしていただきたいと思います。そんなん片っぽだけ見つかって、片っぽ、そんなんしたことが明らかになったのに、町としては目をつぶっていることないでしょ。その辺どうですか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今ほどの平成24年の臨時議会の折にも、何かこの話については答弁しております。器物破損ということで告発することが困難です。当然、ご存じだと思いますけども、できないので、今回、丸山プロパンさんが積極的に配管したことの証言については不自然で信用できないというような判決文にもありますけども、そういうような状況で行政処分、なかなかできないのかなということがございます。また、行政処分といいますと、やはり刑の確定なりがないことにはなかなかできないというのが現状ではないかなと判断いたしております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 いずれにしても、やったことが明らかになったんやさかいに、処分ができるとかできんの話やないんですわ。即刻、本人なり呼びつけて、事実確認をして、行政として毅然たる対応をやっていただくようお願いしておきます。

それと、最後に町長に1点だけお尋ねをいたします。司法で違法だとされた約1,400万、ほんとうに司法判断を仰がなければいけないほどの何か不透明な過料請求であったんかなと思っております。ただ、先ほどから北坂

課長に言っておりますが、残念だとか、見解の違いだとか、そんなことを言っていることではないと思いますね。当然、結果が出れば、責任というものは私はついてまわると思います。

平成25年の3月議会で金澤議員が過料のことについて一般質問されております。そこで、町長は水道法による法的根拠もある、状況によっては、差し押さえまで考えていると。山田氏の場合は、元議長経験者でもあり、商工会の副会長でもあると。社会的に責任ある立場であると、よって、そのような判断に至ったとも言われております。彼が全面的に盗水したものと告発したものの、ほんとうに不起訴になり、また、行政が科した過料も10分の1と、大きく行政が裁判所で判断をされるなど、ほんとうに最終的に判断をした健全な水道行政をめざす側が間違っただけのことばかり、言葉はほんとうに悪いですが、私は140万ぐらいならすぐは払えるけども、1,500万、1,600万、すぐに払えと、おそらくとんでもない大きな金でございました。また、そのことによって、毎日、その間、山田議員のご家族がほんとうに思い詰めて、何か例えばの話、あつてはならんことがあったりとかした可能性もあるわけですよ。もし、行政の方の判断が間違っていなければ、そのようなことにもならなかったと私は思っております。また、本人はほんとうに自分がこのような沢山の過料を払うというのは、悪いことをしたという認識は当然、彼はかなり持っておりました。しかし、その1,500万とかなりの高額な金額、これはおかしいなど。わざわざ弁護士さんに相談をして、今、結果が出ましたけれども、彼にとってもいろんな形で弁護士費用が云百万ほどかかるぐらい使っております。ほんとうにそのようなことで、あつたことの実態はそうなんです、そのことに対して、次々と何か行政のやっていることが、私はもっと適正な解決方法がなかったのかなとも思っております。

そのような形で町長として、町長あなたも議長の経験者でもありますし、商工会の副会長もやられました。そして、今は町のトップですよ。あなたの最終的にとった判断、過料の金額が違法だったということで、裁判所で言われたことに対して、当事者も含めてどのような説明責任を果たしていただけるのか、それだけ最後に1点だけお尋ねしておきます。

○建部議長 町長。

○北川町長 濱野議員の質問からいくと、何か聞いていますと、行政がいかにも悪いことをしているような発言のように私は受け取っておるんですよ。これは個人的かもしれせん。

しかし、もともと元山田議員は、山田議員そのものが盗水の工事をやったことはないということで、お父さんの山田太一さんが、私が皆やりましたというような話になっております。世間のうわさでは、何十年、盗水をしてい

たとか、そういう話もあります。しかし、残念ながら元役場職員の課長の茶木作夫君でしたか、現場でバイパス管が組んであるのを発見した、これがパイプの印字が打ってあるのが、平成9年というような印字が打ってあったと。ということは、その時点から盗水が、明らかになった部分はその時点から盗水がずっと今日まで、見つかるまで続いていたのかなということになるわけですね。

したがって、あの家族は山田元議員含め、お父さん、本人、息子、孫あるいは従業員を含めると、大所帯です。その家庭が毎月の水道料金、コンスタントに四千何ぼやったかな、というような数字でずっと出ているわけですよ。これだけの所帯の人が、あの当時は下水が入っていないんです。下水は愛知郡の方ですから、甲良町の場合は上水道だけなんですけども、あれだけの所帯の人が4,000円、5,000円で水道料金が賄えるということはありません。ということは、所帯主であるのは、平成12年から、だから、彼が所帯主になったということは、その中で彼が発言しているのは、嫁に任せてあるでわしは知らんというような発言でもありましたが、大概、所帯主の人は自分とこの水道料金、大体どれぐらいかかるぐらいはざっとでも私はわかるんじゃないかなというような思いをしておるんです。

けども、根拠がありませんので、私がどうのこうの言うことではありませんが、ただ、いわゆる父親がしたことが発覚して、私はそれを切ったとか、あるいはいろんな形で今日までの経緯を発言されております。盗水があったということは認めているわけです。その中で、盗水に対してじゃなくて、逆算して、甲良町が多大の被害を被ったということは事実なんです。その水道料金をいろいろ積算をすると、水道法によりましては、最大5倍までかけられるというような形になっております。先ほど、濱野議員が言いましたように、私は社会的にそういうことを何回も言っております。立場を考えたら、ほんとうは率先してそういうことをやめなければならない立場の人が、ある程度そういうことも認めていて、なおかつ、続けていることに対しては、やはりもうちょっと思慮深さが足らんの違うかということから、これは私の制裁という気持ちの意味があって、5倍を掛けた。

ただ、裁判では5倍が違法じゃなしに、時効があるということで、金額的には抑えられたということであって、北坂課長の方から報告を受けていると、裁判所は5倍の過料と1日5トンは認められているということであるので、金額が抑えられたから、我々がむちゃくちゃしたとかそんなじゃなしに、水道法にのっとって、裁判官の表現は違法と言ったかどうかはわかりませんが、私らは違法なことは1つもしていない。我々が思うてる、私自身が思うてることは、彼が悪いことをしたことに対しての制裁として、私は行政



罰という言葉を使ったんですよ。そのことが正しいかどうかわかりませんが、やはり刑事罰やとかいろんな罰がある中で、行政の仕組みの中でこういうことが起きたことに対する制裁という言葉は悪いんですけども、そういうペナルティは行政罰かなというような思いから、水道法に基づいて、違法というものは、それ以上のことをしたら違法かもしれませんが、決められている中での範囲であれば、私は違法ではないと、自分ではそう思っています。

したがって、先ほど丸山プロパンさんの話が出ました。正直言うて、丸山プロパンさんがどうのこうのと現場で言う話があったので、私は町長室に来てくださいと、だから、自分で何も知らないから、実態を聞かせてくださいというて、水道課長と町長室で聞き取りをさせていただいたんです。だから、聞き取りをしたことは全部逐一メモをして、裁判所にもそれは参考資料として出させていただいた。その中で、彼は道具を貸したと、私は何もしていないという発言をされた、そのまま書いているんですよ。それを裁判所に私らは出しただけで、そのことによって、裁判所がどう判断された、それは私が決めることじゃないので、裁判所の判断やと思うんです。したがって、それから以降、接触も何もありませんのでね。だから、先ほど北坂課長が言いましたように、丸山プロパンさんの行動は裁判官は不自然で、信用できないというたそのことは、私らは確証も何もないから、どうのこうのもできないというのと一緒に、裁判官もそういう判断をしたのかなというような思いをしております、確証があれば私は処分として指名停止、これはすぐさまでも実行できるのかなと。ただ残念なことに、残念という言葉は失礼かもしれませんが、何も根拠もそういう確証もないということから、今の段階ではそれはちょっと不可能かなと思っています。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 司法の判断は間違いないものでございます。町長がおっしゃるように、そういう思いがあったからいろんな告発をしたりとかやられた。しかし、結果が出たわけですよ。そのことに対して、私はどう説明責任を果たすのか。今の話を聞いていると、まだ私のやったことは1つも間違いないんですよと、そのように聞き取りをさせていただきました。

私は、北川町長が就任から、ほんとうに現在に至るまで、競争入札妨害や官製談合の防止違反、一部事実があったかわからんが、今の上水道の不正取水の窃盗容疑等々についても一部の議員さんたちと一緒に手を組んで、ほんとうに司法の場で再三、捜査がされたが、再三、不起訴になっております。また、今の過料請求に対しましても、当事者より告発されて、行政側がほとんど違法だったと結論づけられております。この間、ほんとうに多くの関係

者、想像を絶するような悩みや苦しみを与え続けたと思っております。ほんとうに町民にも大きな誤解を与えている部分が沢山あるんじゃないかなと思います。北川町長、全国的にも官製談合や盗水やいうて、行政側に全く司法の場で結果が出ないことは、総括としてやっぱり恥じるべきことだと私は思っております。ほんとうに資質のなさ大きく問われるもんだとも思っております。

申しわけございません。もう30秒ぐらいで済みます。ほんとうに行政は日常生活に直結する事務を、先ほど阪東議員からもおっしゃいました、包括的に、ほんとうに一般的に処理をし、事務手続き書類作成が本職である、それは当然のことでございます。一連の結果は、重い重い責任を私は伴うと思います。住民一人一人、ほんとうに幸せになる権利がございます。お互いに立場を考えて、広く豊かな人間関係をつくり上げて、明るく住みよい町をつくるのが行政でございます。そのことを十分をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○**建部議長** 濱野議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間、休憩いたします。

(午後 3時40分 休憩)

(午後 3時53分 再開)

○**建部議長** 再開いたします。

次に、6番 丸山光雄議員の一般質問を許します。

丸山議員。

○**丸山光雄議員** 質問に入ります。1、道の駅せせらぎの里こうらの管理運営並びに関連する振興策について伺います。

昨年12月議会でパシフィックコンサルタンツ株式会社など3社の合同企業体に指定管理移行が決まり、町民から不安などさまざまな意見が寄せられています。9月議会に指定管理の条例制定の理由を説明されたときにも、指定管理の移行は急がない、当面は町の直営で運営が軌道に乗るように努力したいなどとされていたように記憶しています。生産者組合の皆さんなど関係者の合意の手続きをしないで、急に民間業者に任すということが決定されたことへの驚きの声や指定管理料を支払う上に、赤字補填、運営費補助も町が出すのはおかしいとの声でした。中には、2,000万円を超す指定管理料を払うのだったら、生産者組合など地元の有志に委託した方がよっぽど地元産業の育成になるはずだという意見もありました。私はそのとおりだなと思っております。

いずれにしても、今後、道の駅にかかわる事業がどのようなものか、成功するのか、失敗するのかは甲良町政にも大きく影響するものと考えられま

す。つまり、当局が目的とした農業振興と地域振興に道の駅事業を活かすのかどうかだと思います。そこで、具体的な見解をお尋ねいたします。

まず1つ目。合同企業体と締結した協定書の内容を、いち早く議会、町民、関係団体に公開すべきですが、どのような内容ですか。担当課長、教えてください。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 現在のところ、指定管理業者と基本協定の最終確認をしているところでございます。一応、3月20日に指定管理者と協定書を締結しようと考えている次第でございます。

協定書の締結後の公表につきましては、契約相手もでございますので、公表は今のところ考えておりません。しかし、情報公開条例に基づく手続きをとっていただいた方には公開を考えている次第でございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 そのことについて、協定書を議会に提出すべきものだと思いますが、どうですか、担当課長。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 議会に提出するのは、なじまないものと考えます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 提出はないということですか。

○若林産業課長 はい。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 何か出すのがまずいか、そういう意味か何かあるんですか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 先ほども申しましたように、契約相手方がございますので、所定の手続き、情報公開条例に基づく公開の手続きをしていただければ、公開をしていきたいと考えています。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 やっぱり町の運営ですから、出すべきものは出して明らかにしてやっていくのがほんとうだと思いますので、そのようお願いいたします。

2番目にいきます。その中に、赤字が出た場合の取り決めがあるのか、一定期間の後は赤字額を町が補填しないとすべきと考えます、どうですか、担当課長。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 そのような文言は入れるということは考えておりません。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 わかりました。生産者組合との合意はどのように進めているのですか。組合の意見を最大限尊重すべきだと思いますが、見解を求めます。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 先ほど申しましたように、町と指定管理者とは基本協定の最終確認を行い、協定書を締結する方向で進んでおります。生産者と指定管理者とは、12月議会で指定管理者の議決をいただいてから、生産者組合の役員や全組合員を対象とした説明会などを開催いたしました。今現在としては、指定管理者と生産者と両者合意のもとで委託販売契約を締結されているところでございます。明日、3月6日が最終の締め切りと聞いておりますので、生産者と指定管理者が個々に契約を今現在、交わされておりますので、行政としてはこれ以上ちょっと介入するのは難しいかなと考えている次第でございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 4つ目にいきます。従業員の身分は、従来どおりに継続すべきだと思いますが、協定書ではどのように明記されておりますか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 基本協定書では、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間の契約締結をしますが、協定内容は基本的には業務内容等についての記載をするものですので、雇用の継続の否かについては協定書に明記することがなじまないと考えておりますので、明記はいたしません。ただ、指定管理者より今おられる販売員さん、職員の方、全員の雇用を前提とした説明会、そして個人面接会が先日実施されました。その結果、全員継続採用となったというぐあいに聞いております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 5つ目にいきます。町行政が、町内農産物や加工品の割合を高め、町内の産業の育成を重視するというのが、この道の駅事業に乗り出した要因だったと思いますが、そのために何を取り組もうとしているのか説明してほしいと思います。例えば、過去に取り組んでした長寺地区のゆず、それから在士のさくらんぼも町のかかわりで始められましたが、本格的に生産量を増やし、販路を拡大し、雇用拡大につながったようには見えません。

そこで、本町の道の駅をはじめ、市場に出荷されるまでの力量をつけてきたのかどうか、現状を説明していただきたい。そして、継続的な指導、援助が必要だと思いますが、見解をお尋ねします。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 道の駅におけます生産者組合における出荷量は、平成25年度と26年度と1月現在で比較しますと、約25%ほど伸びているという状

況でございます。今後も生産者組合と指定管理者の間で出荷を促すための栽培研修などを行っていただき、また、県の農産普及課にも栽培指導などの援助を継続的にしていただこうと考えているところですが、基本的には指定管理者の営業方針がございますので、その方針に任せていき、行政としてはその指導を援助していきたいと考える次第でございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 次に、6つ目にいきます。3月議会の提出議案の中にもありますが、直売所の加工所を現在の給食センター内に設置する計画が進められているということですが、どのような計画になっていますか。また、利用者、関係者の要望、意見を十分反映することが一番大事ではないかと考えます。説明を求めます。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 給食センターの再利用につきましては、午前中の議会でも条例等を提案させていただいたところでございます。加工所の計画を進めていますが、3月20日が給食の最後の日と聞いております。それ以後でないと、加工所の利用をどうするか、設計等を進めるのはそれ以降になります。現在のところは、加工所として利用できるよう、関係予算を確保しているために、今議会に予算を計上しているところでございますので、よろしく願いいたします。

加工所として利用するには、保健所等の許可が必要となってまいります。まず、その許可基準をふまえた上に、利用者に快適に利用いただけるよう努めさせていただきたいと考えているところでございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 利用者の要望、意見を聞く前に着工することのないようにすべきと思います。どうされる予定ですか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 利用される予定の方は、既に現地の確認が済んでいると聞いておりますし、その意見も採用しながら加工所の計画を進めていきたいと考えている次第でございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 ある業者によると、やはりちゃんと生産者、加工者の意見を聞いてほしいという要望も来ています。ぜひやってほしいと思います。

以上、6点質問しましたが、民間業者に指定管理を移したといえども、本来の目的としている農業振興と地域振興が図れるように、生産者、加工者をはじめ、町民置き去りとならないように、町の指導をしっかりと貫くよう要請して次の質問にいきます。

2、環境問題を町民とともに考える上でも、燃えるごみの週2回収集は切実です。そこでお尋ねします。燃えるごみの回収については、週2回収集していないのは、近隣では甲良町だけとなっています。同時に、この願いは切実です。あふれる包装紙類の多さは、各家庭に原因があるわけではありません。商品についてまわってくるものなのです。もう一つは、環境に与える問題点です。家庭から排出量を減らすため、家庭のドラム缶で焼却する光景が後を絶ちません。煙の蔓延と目に見えないダイオキシンの発生です。これらを考えるために、行政がしっかり回収するので、違法な野焼きはしないでくださいと堂々と指導できるよう、週2回の収集を年間を通じて実施すべきです。以前、検討すると答えておられたので、本年度から週2回収集を4カ月に充実するのですが、そして、通年の週2回収集実施に向けて検討状況はどのようなになっていますか。説明を求めます。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 来年度、週2回の収集を2カ月増やさせていただきまして、6月から9月までの4カ月間、週2回の収集を実施いたします。それで、来年度以降、通年の2回収集については、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 この問題は、非常に町民の希望が多いです、私があちこち回って。この前のごみ収集の日に、何件か見て回りましたら、結構あふれているところが何カ所がありました。こういう意味でも、町民の多くの人たちが希望しているので、ぜひとも年間を通じて週2回収集を実施することを要請して、一般質問を終わります。

○建部議長 丸山光雄議員の一般質問が終わりました。

次に、3番 野瀬議員の一般質問を許します。

野瀬議員。

○野瀬議員 3番 野瀬でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を開始させていただきます。

まず、甲良町の新総合計画の実施状況なんですけども、甲良町の目標とする将来像とこれを実現するための基本方針、そして必要となる施策の大綱を明らかにする、すなわちまちづくりの指針となる甲良町新総合計画が制定されて、27年度、ちょうど中間年に当たります。この総合計画をもとに将来ビジョンを練られていると思いますが、概略で結構なので、全体計画、そして基本目標、この実施状況、どのようになっているか具体的に回答をお願いします。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 新総合計画の期間につきましては、平成22年から32年の11カ年であります。前期は22年度から27年度の6年間、後期は28年から32年度の5年間であります。前期の27年度中に前半の進捗状況を各課に指示をいたしまして、中間の総括を行っていきたいと思っております。

あと、この計画には3年間の実施計画、ローリング方式ということの計画もあります。これについてはちょっとできていませんので、済みませんが、中間の総括は27年度でしていきます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 27年度、中間年というところでやっていくという宣言がございましたけれども、27年度の終わりでやると、次の後期の部分の進捗が遅れます。9月の議会あたりをめぐって、上半期の総括をしていただいて、そして年度末までにこの下半期に向けてどうしていくかというところを練っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

そうすると、なかなか進められていないということなんですけれども、計画されていた中で、現在、当面する重要な施策とか課題、この辺はピックアップされているのでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 総括自体はまだできていませんが、当面の重要な施策というのは、人口減少問題でありまして、この新総合計画にも人口減少の記載が項目としてありました。平成32年の目標人口は7,500人ということで、22年に計画はされていますが、もうこの2月1日で7,500人を切っております。結構、人口減少問題が加速しておりますので、来年度ですが、甲良町の人口ビジョンを作成して、町としての適性の規模の人口を維持できるような施策を考えていかなあかんかと。併せて住民が誇りを持てるまちづくりが必要ではないかなとは思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 よろしく申し上げます。その計画の中でですけども、停滞する項目とか、そして社会情勢で方針変更が必要になるとか、この辺はやっぱり出てくると思うんです。その辺があった場合に、この新総合計画の見直しというのはどのようにされるのでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 当然、中間の総括をして、現実に合わないものとか、その当時、想定していたことと違うようなことの現象があったりとかいうようなことがあったら、当然、見直しは必要ではないかなとは思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 済みません。ちょっと答えになっていないと思いますので、具体的にどうされるか。例えば、これが方向性が違ふと、一部手直ししていかなあかんということになったときに、ここの文章を直して、追加の部分を提出するのかどうかという質問です。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 この計画の見直しというのは、変更でつくり直すかということですね。

○野瀬議員 これ自身をつくり直す必要は、私はないと思いますので、追加のページを差しかえるとか、そういうことはあるんかないんか。

○中川企画監理課長 追加版をつくるみたいなイメージですか。

○野瀬議員 そこまではあれなんやけども。

○中川企画監理課長 ペーパーか何かにするということ。それは、そういうふうに考えていきたいと思います。

○野瀬議員 わかりました。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 新総合計画、これは大切な町としての方向を示すものであるので、遅れずに計画、そして見直しを進めていただきたいと思います。

続きまして、3番の方に入らせていただきます。インフラの整備の中で、甲良町の東西をつなぐ町道の改良計画、これは新総合計画の中で164ページだったと思うんですけども、幹線道については、国、県道に準ずる改良整備を進めますと。特に町道池寺下之郷線については、名神高速道路の湖東三山スマートインターチェンジと国道8号線を結ぶアクセス道路として位置づけられたことから、現道の拡幅整備を進めますということに明確にうたわれております。現在の進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 池寺下之郷線につきましては、名神高速道路湖東三山のスマートインターチェンジと8号線を結ぶアクセス路線から一応外れるというようなことになっております。ですので、町で単独でということになっておるところでございます。以前から答弁をいたしておりますよう、県道への昇格をお願いしておるところではございますが、現在としては社会資本整備の整備計画の中での計画的な修繕による信頼性の高い道づくりという部分をもって、舗装改良などを行っていく予定でございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 アクセス道路から外れたという話は聞いております。ただし、この辺もアクションが遅かったからかなという気はしております。

次の項目に行きますけども、県道に昇格というところで話をされていると



いうことを聞きましたけれども、県への働きかけ、これの現状、そして、県からどういったコメントを出されているかというところについてお伺いします。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 県への要望につきましては、町村会、また町単独として県には要望いたしております。県の土木の道路とも協議を持っております。その協議をしている中で、県が今現在、ネットワークの見直しなどをやっていますが、町道池寺下之郷線については町で、そこそこと言うところとちょっと語弊がありますが、整備をしていって、その後、県道昇格というような話になっております。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** 実は、私も湖東土木事務所に行って、その辺のところを確認してきました。そうしたところ、甲良町からは何回か口頭では要望は聞いておるとい話は聞いております。ただし、正式に文書依頼を受けていないので、正式に受理してへんということ聞いております。甲良町、実際にどうしたいのかと、ほんとうに県道に昇格させたいのか、ほんとうに県道に昇格させたいのであれば、実際にきちっと文書を出して要求すべきなんですけど、なぜそれができていないのか、その辺の答弁をお願いします。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 一応、文書では町村会を通じて出しております。これはちょっと県の土木の方ではないんですけども、県の土木関係の道路課の方に出しております。口頭といいますか、一応紙ベースとしては、県の土木の方とも協議を進めるのに提出をしております。それが口頭でやという話ですと、また正式にさせていただくということになると思います。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** 土木事務所の確認では、正式には受理していないという位置づけでした。また、よろしくをお願いします。

県と町がこのアクションプログラムというのは、県主導でつくって町が合意して、こういったプログラムをつくられているんだと思うんですけども、今、県道昇格というところに対してこだわっていることと、県が早くこのアクションプログラムを進めたいというところの思惑のギャップというか差異、この辺はないんでしょうか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 県の方とも一応、確認はいたしております。やっぱり、財源が伴うものでもあります。また、ここの総合計画の中にもありますように、金屋池寺長寺線というのをまず先にかかっていたと。来年度ちょっと残

りますけども、ほぼ完了したのが今年度やということで、今後、今の池寺下之郷線の方にかかっていけるのかなというところではあります。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** 位置づけはわかりました。ただ、今までどおり県道昇格というのを待ったらどうなるんかということで、土木事務所に確認したんですけども、そんなもんできひんと、何考えてんねや、甲良町はということをおっしゃいました。というのは、今、県道昇格を待っている路線、滋賀県内でもものすごく沢山あります。そこで、その順番待ちとなって、できるころには、もうかなりの年月がたっているということにもなりますので、甲良町としてあの道路をどうしたいか、まずやっぱり私はあそこの道路はやっぱり幹線道路として拡幅工事して、町の中心道路にすべきかなと私は思っているんですけども、その辺のところがあるのであれば、県道昇格というところのこと、予算面ももちろんありますけども、そこをこだわり過ぎると計画自体が頓挫してしまうということになりますので、そこを一度考えていただきたいというのと、延長線である豊郷の部分、これは今年度もう実施設計がなされております。実施設計できています。土木事務所でもそういう話を聞きました。実際に向こうの方ができて、甲良町自身ができてへんということになると、やや中途半端な道路になりますので、その辺をどうするかというところを含めて、早急に結論を出していただきたいと思います。検討してください、早急に。検討していただくということで、次の項目に入らせていただきます。

大きい2番の道路占有の関係に入らせていただきます。12月議会で、道路占有の問題に関して、明確な回答というところで回答が得られなかったと、私はそう感じております。そのために別途、建設水道課長に対して質問状を出させていただきました。その回答が先日ありましたけども、その回答自身も明確な回答ではなかったということで、私は認識しておりますので、再度この場で質問させていただきます。

まず、12月議会が終わってから、この問題を再確認する時間は十分あったと思うんですけども、まず問題があったのかなかったのか。この前は町道台帳でそれを判断つかんという話やったんですけども、判断つかんだらわかる材料を持ってきて判断するのが建設水道課の仕事やと思うんですけども、その辺のところを含めて、問題があったのかなかったのか、回答をお願いします。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 12月議会で管理の方法が問題ということでありましたが、この前お渡しさせていただきました資料の中にも書いておりましたが、12月議会で町長が最後の挨拶で言われておられました官民境界の件ですが、

それはちょっと違う番地を私が勘違いをして見せていたということでございまして、実際にはそれがなかったとここでお詫びします。済みません。

それで、問題がなかったかということですが、今、資料は野瀬議員もほとんどの資料をお持ちいただいております。私どもの持っている資料につきましても、ほとんど同じ資料でございます。それを現地で復元というようなことはなかなか不可能やという判断をいたしております。それで、この間の回答という意味で出ささせていただいた部分でございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 明確に答えてください。復元が不可能ということを知っているんじゃないしに、問題があったのかなかったのか、どちらなんですかと。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 問題があるとするならば、復元ができないというのが問題やったということで、今のフェンスが町有地に入っているということを確認するだけの材料がないという意味でございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 実は、皆さんの方に資料をお配りしておりますけども、この資料を見ながら質問させていただきます。

町道台帳の方では6メートル、ここでは200と書いていますけども、6メートル2、300というところが舗装幅ということになっております。地籍測量図、実はこれは法務局に行って確認しております。ほぼ10メートルの道幅があります。10メートルの道幅があったときに、片方に水路がありますので、そこからはかりますとやっぱり出ているという判断なんですけども、これは私は判断が間違っているのでしょうか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 この10メートルの起点でございますが、水路の端ということで、この図面は書いてあるんですけども、実際には今の反対側の部分については土地改良の工事が入っております、当時の話を聞くと、町有地についても今の土地改良の土地の一部食い込んでいるというようなことを聞いております。ですので、この10メートルというのが、どこを始点にというようなところが現地ではわからないということを、先ほどの答弁と同じになりますが一緒です。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わからないということでしたけども、実際に法務局の図面を調べますと、この下から上まで含めて10メートルの幅で道路ができております。その部分だけ膨らんでいるという箇所はございません。下の方の両方ともが法面になっている部分を確認すると、その幅が水路、水路で約10メー

トルということになっております。そうすると、そこの先ほどの話で、この水路のところより出っ張っているということはおかしいと。逆に、そういった資料があるのであれば提出していただければ、私は納得するんですけども、その資料を提出してください。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 資料がないということで、はっきりとわからないという意味で答弁させてもうてるんですけども。今の現状といたしましては、水路と水路ののりの部分も含めてですけども、水路はもう町有地では今のところないにご存じやと思います。水路は町有地ではございません。今のこの中に用悪水路ということで2メートルの土地改良事業による水路が今現在入っているということもご存じやと思いますけども、そういうようなことで、今の土地改良の図面を示すことで、幅がなかなか出ないのかなと感じているところでございます。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** これ以上、言うてもやり取りの話になりますので、実際にこういった法面の部分、換地できていない部分、本来は私は町道台帳で町が管理しないといけない部分だと思います。そこができていないから、こういった話になると思いますので、そこの管理、もうちょっと私もここの部分は調べますけども、管理はしっかりしていただきたくて、次の質問に行かせていただきます。

次、人口減少の問題。これは、大きい問題なのでなかなか今ここで即答ということで明確な答えはいただけないと私自身は思っていますけども、方向性だけでもわかればお答え願いたいと思います。

まず、先日の総務委員会で、人口減少問題に対するアンケートを実施されたということを伺いました。そのアンケートを実施されて、回答のまとめもされているということでしたけども、プロジェクトとしてその中で重要と考える問題点、回答はどういうことがありましたかと。何回か答えはいただいていたんですけども、再度お願いします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 阪東議員の時にもお答えいたしましたが、アンケートを見てみると、やっぱり住宅関係の施策なり、子育て、教育の関係が重要ではないかなと思っています。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** まだ、アンケートの精査が途中ということでしょうかね。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** この間も言わせてもらいましたが、プロジェクトとして

は3、4人でグループを分けて検討してもらいました。それは、もらったんですが、全体会議を18日か19日にするように日程調整をしましたので、そこで全体の議論をして、プロジェクトとしての案をまとめたいと思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。途中ということで、今後、まとめの方よろしくお願ひします。

それと、プロジェクトの中でもこういった動きをされていると思うんですけども、甲良町単独でというところでも考えないといけないんですけども、それだけでじゃなしに、近隣の市町、これを巻き込んだ上で連携して、この人口減少の問題を考えていくことが大切だと思うんですけども、その辺の考え方がありましたら。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、1市4町で湖東定住自立圏というのが22年から活動されていますし、当然その定住関係につきましては、そこで事業なり、議論をさせていただいております。この総合戦略につきましては、おのこの市町でつくろうというのは確認はできているんですが、一方でこの定住の動きもありますので、関係する施策は共通してやっていかなあかんなど。当然、その総合戦略に1市4町の連携をして取り組むというようなことは記載は必要やとは課長間では話はできております。ただ、その人口ビジョンの目標がやっぱりそれぞれの市町によって違ってくるので、全部が全部、同じ施策ではないので、関連部分だけはそういうふうに調整していきたい思います。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。よろしくお願ひします。

続きまして、人口減少に対しては地域を活性化するというのも人口減少に歯どめをかける大切な方向かなと考えますけども、その中で地域おこし協力隊、この果たす役目と地域活性化への足がかり、この辺はまだ最終年じゃないので、確実ではないんでしょうけども、手応えというかその辺はつかめたんでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、地域おこし協力隊は住民票を移して、生活の拠点を町内に移すのが大原則であります。3年の間に地元の商品の開発や販売、PR、農林水産業への充実をしていただくと。住民生活の支援を行いながら、定住定着をするというのが、まず制度としてあります。実際は、2人の隊員さんはそれぞれの自分の目標を持って、うちに来ていただいておりますので、1人はカフェ経営、特産品の開発、1人は営農サポートセンターの開業と自

分で農業をするという目標でうちに応募しております。来ていただいて1年目に向かっては、3年計画のうちの1年はそれぞれ自分の計画を実行していただいております。

あと地域おこしの活動についてということで、うちの方も募集要項で活動概要なりを示していますので、それでそれぞれ住まわれている正楽寺さんなり、金屋さんの方で集落の行事なり、営農組合の参加などということで、1年目はそういう地元の活動をしていただいておりますので、そういうことで手ごたえはあるかなとは思っていますし、来年度については、町の事業として移住交流事業の支援として、田舎体験なり、移住体験なりを手伝っていただこうと、打ち合わせはしているところであります。方向性については、同じと考えております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。質問していないことも答えていただいて、ありがとうございます。

私の思いとしては、まだ期間か短いからかもしれないんですけども、今の地域おこし協力隊が一生懸命やっておられる、実務を今やっておられると。本来、私自身はぐいぐい引っ張っていくリーダーとしての役割を果たしてほしいなと思っているんですけども、まだそのステップには行っていないかなという気がしているんです。将来、来年なり、再来年なり、その辺に向けての方向性を町からも指導をしていただきたいということなんですけど、どうでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 そう言われたとおりで、町の方も意見なりは言いたいと思いますが、まだ1年なので、実際知らない土地で1年活動をされていますので、なかなかこちらが要望するような動きまでは、3年間のスパンで自分のそれぞれの目標に向かって取り組んでいけるようにはしていただきたいとは思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。甲良町活性化というところで、大きい命題のために動いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に移らせていただきます。濱野議員からも一般質問がありましたけども、水道過料処分の取消請求の裁判結果についてというところで、私も質問させていただきます。

先ほど、何点かダブる部分はあると思うんですけども、今回、水道過料処分の請求の裁判結果、その以前に根拠が不明確な中で進めてしまったというところに私は問題があるように思うんですけども、担当課としてその辺が

見通せなかったのかどうか、その辺のところコメントがありましたら。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 判決といたしましては、先ほども濱野議員の方に答弁させていただきましたが、3つのうちの1つが行政庁と裁判所において2年、5年、10年というような判断が分かれたものであると思います。この事例につきましては、全国でも初めての案件でありまして、弁護士さんはもとより、日本水道協会なり、そういうようなところを通じていろいろと判断した結果でございます。司法判断がなされたということで、真摯に受けとめると思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 一部ダブる部分がありますので、次にいかせてもらいます。

盗水委員会の中でもまとめはしておるんですけども、丸山プロパン、業者の違法行為というところで、この辺が明らかになつとるんですけども、先ほども話がありましたけども、行政処罰、そして刑事処罰、この辺をグレーな部分があるという話をさっきされていましてけども、その辺をクリアにして、その処罰に向けての対応をしていくんかどうか、そこの回答をお願いします。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 濱野議員の方に答弁しましたとおりですけども、行政処罰という部分についても、なかなか立証ができないもの難しいものと判断をいたしております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。次にいかせてもらいます。

この判決の、朝日新聞による判決文なんですけども、新聞を見ると、町長の方で不満であるということで掲載されておりました。個人的感情論でなく、司法に疑問があれば、そこで控訴すればいいんですけども、不満があつて、今回、控訴されなかったのはどういったことなんでしょうか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 新聞に掲載されておりましたが、金額のみの主文を見て判断と思っております。ですので、控訴を見送ったのは、先ほどから申しておりますとおり、3つの争点のうちの2つが町の主張が全面的に認められたというところで、原告主張が退けられたものやと判断をして、それを受けて、司法判断を受けるものとしたものでございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。続きまして、次の質問に移らせていただきます。

今回の裁判の前の話なんですけども、今回の裁判の前には、個人を狙い撃ちにしたような告発、私はそう見ているんですけども、えらい公平性に欠け

るなということで私は思っております。先ほどの丸山プロパンもそうですし、それ以外の二十数件、そこに対する町の姿勢もまだ見えてこないというところがありますので、個人やないよと、不正に対しては厳しい対応で今後も対応するというところの回答が見えないと、これ個人の狙い撃ちというところに見えてしまいますので、その辺の見解を述べていただきたいと思います。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 個人の狙い撃ちということでございますが、その時々内部で協議して、今後も慎重に進めていきたいと思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今後も慎重に進めていきたいというのは、具体的に不正があった、盗水があったというのを調べて告発に踏み切る、もしくは過料を取るというところに対してのアクションを起こすということですね。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 当然、過料なり告発なりいうのもふまえて、慎重に今後、内部で協議しながらということで進めていきたいと思っております。

○建部議長 町長。

○北川町長 今、担当課長が言いましたけども、進めていくという段階で、濱野議員からも以前に25件ほど聞いているというようなお話がございました。盗水委員会の中でもそのお話も出ておまして、私もお話もさせていただきましたが、なかなかどなたさんが盗水をされているということがはっきりとわかるということがあって、なおかつ同意書をもらわないと、これは例えばメーター器の周りを掘るとかそういうことができないと、法的にということになっておりますので、そういう部分は準備がしっかりできれば、調査に入らせていただくということだけの理解はしていただきたいなと思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今、町長がおっしゃったことはよく理解しておきます。ただし、そういった方向に対して、もうほったらかしにするんじゃないし、積極的にアクションを起こしていくというところで意見を伺っておりますので、それはそういう方向でよろしいですね。

○北川町長 はい。

○野瀬議員 わかりました。盗水委員会でもそういった方向で意見をまとめておりますので、行政の積極的な盗水に対する方向性を期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○建部議長 野瀬議員にお願いを申し上げます。このペーパーの右の下の方に、官地不法占拠部分と書いてある、これはこのような書き方だったら、ここは官地が不法に占拠されているんやということが確定したようにこのペーパー



では見えます。むしろここは、官地不法と思われる部分とか、官地不法占拠が疑われる部分と、今の段階でしておかないと、これは北川町長に対する名誉にかかわる問題になりますので、ここは官地不法占拠と思われるとか、疑われると、ですから、このペーパーは回収してください。

野瀬議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時58分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 澤 伸 明

署 名 議 員 山 田 裕 康